

令和5年度
市税概要



目 次

I 寝屋川市の概要

1 市の位置	1
2 市の沿革	1
3 人口・世帯	2

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額	
(1) 歳入	3
(2) 歳出	3

III 市税の総括

1 市税収入額等の推移	5
2 税目別調定額及び収入額	6
3 市税調定額の構成比	7
4 1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額	7

IV 市民税

1 個人市民税	
(1) 納税義務者数	9
(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3) 調定額	10
(4) 納税義務者1人あたりの調定額	10
(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2 法人市民税	
(1) 納税者数	13
(2) 調定額	13
(3) 業種別調定額	14
(4) e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税	
(1) 納税義務者数	15
(2) 調定額	15
(3) 土地	16
(4) 家屋	17
(5) 償却資産	18
(6) 交付金・納付金	19

2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19
VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税		
1	軽自動車税	
(1)	種別割（車種別課税台数及び調定額）	21
(2)	環境性能割（調定額）	22
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22
VII 地方譲与税及び府交付金等		
1	地方譲与税	23
2	府交付金	24
3	府民税徴収委託金	25
VIII 徴収		
1	徴収率の推移	26
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額	27
(2)	税目内訳件数及び金額	27
3	口座振替利用者数の状況	28
4	督促状発送状況	28
5	不納欠損額	28
6	歳出還付金の状況	29
IX その他		
1	徴税費の状況	30
2	税務機構及び事務分掌	31
3	税務職員の年齢及び経験年数等	32
4	税務職員の手当	32
5	固定資産評価審査委員会委員	33
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	33
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	34
(2)	証明手数料収入額（市民サービス部税担当部署分）	35
※ 税率の変遷		
	市民税の税歴	36
	諸税の税歴	59
	主な税制改正（令和4年度適用）	75

I 寝屋川市の概要

1	市の位置	1
2	市の沿革	1
3	人口・世帯	2

I 寝屋川市の概要

1 市の位置

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心から約 15 km、京都市域の中心から約 35 kmの距離にあります。

寝屋川市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市・摂津市に接し、南部は守口市・門真市・大東市及び四條畷市に、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

○ 市の広さ

面積	24.70 km ²
東西	6.89 km
南北	7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、寝屋川市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

そのような中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。

現在、少子高齢化の進展、人口減少の到来などにより、人口は約 23 万人で推移しています。

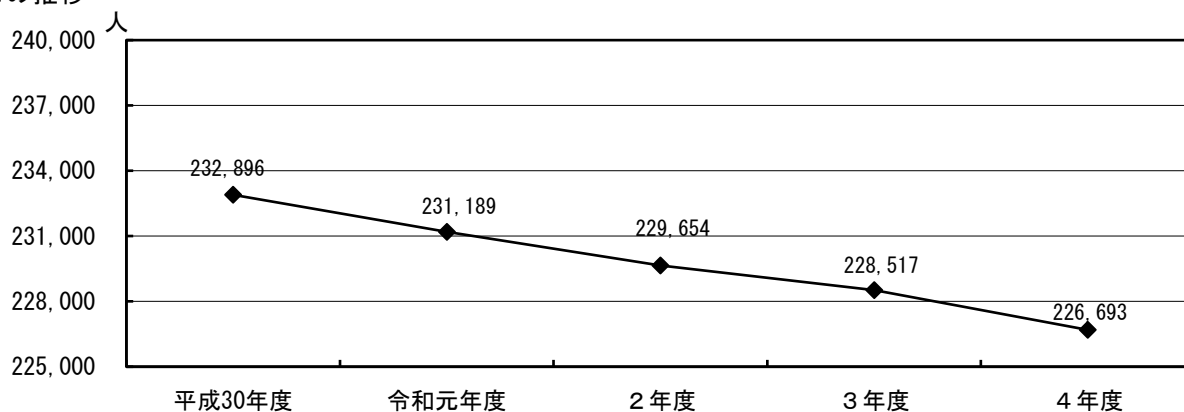
3 人口・世帯

(単位:人、世帯:%)

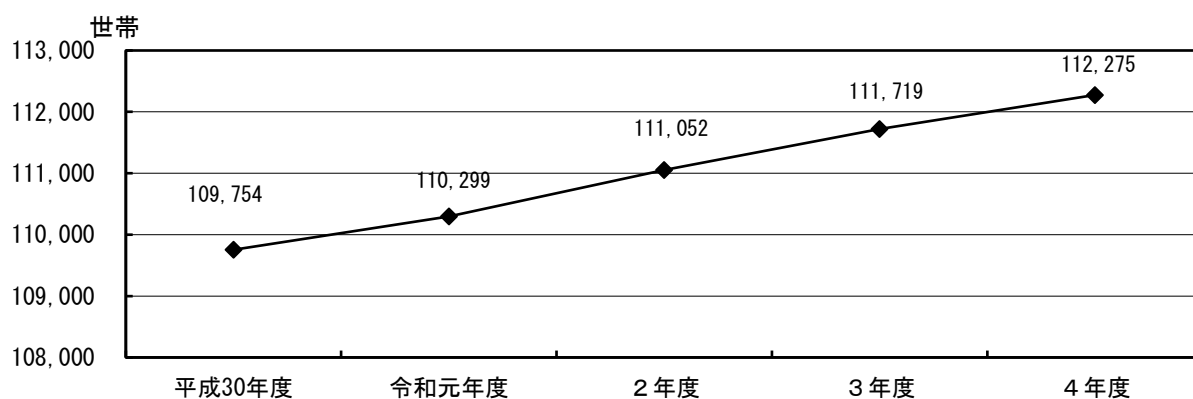
年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
人口	232,896	231,189	229,654	228,517	226,693
世帯数	109,754	110,299	111,052	111,719	112,275
一世帯当たりの人口	2.12	2.10	2.07	2.05	2.02
1km ² 当たりの人口密度	9,429	9,360	9,298	9,252	9,178
人口の前年度比	99.2	99.3	99.3	99.5	99.2
平成30年度を100とした場合の人口指数	100.0	99.3	98.6	98.1	97.3

(人口及び世帯数は、各年度末現在)

人口の推移



世帯数の推移



Ⅱ 市の財政

1	一般会計予算額及び決算額	
(1)	歳入・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	歳出・・・・・・・・・・・・・・・・	3

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：千円、%)

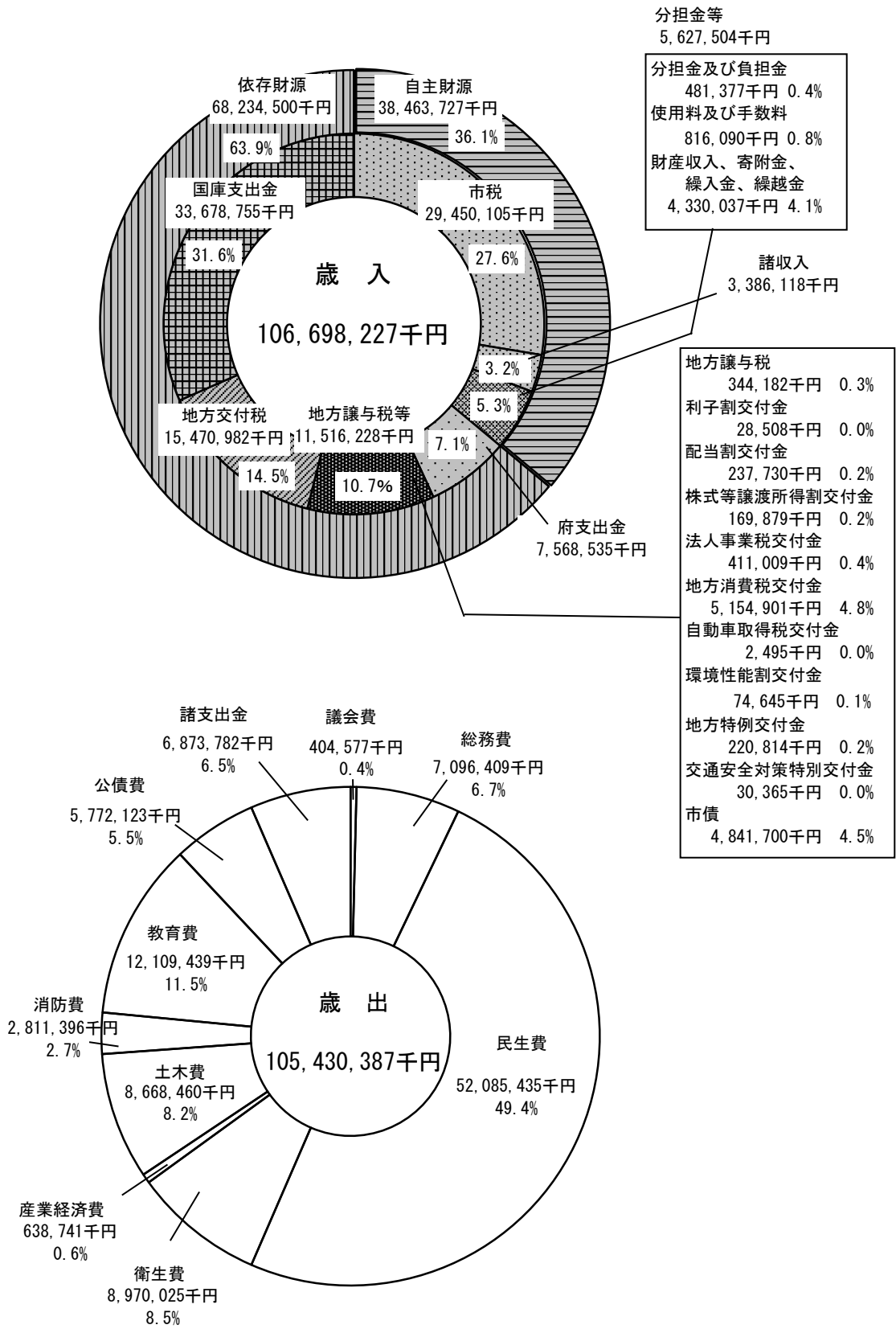
款 別	令和3年度				令和4年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,056,819	97.1	28,659,334	99.7	28,798,988	102.6	29,450,105	102.8
市 民 税	12,444,118	94.4	12,836,133	98.3	12,788,215	102.8	13,300,217	103.6
固 定 資 産 税	11,322,998	100.0	11,403,132	100.4	11,600,590	102.5	11,586,599	101.6
軽 自 動 車 税	334,846	101.7	343,433	104.9	390,123	116.5	366,906	106.8
市 た ば こ 税	1,448,447	93.9	1,578,608	105.8	1,474,678	101.8	1,664,363	105.4
入 湯 税	10,166	76.2	8,840	127.9	9,292	91.4	11,701	132.4
都 市 計 画 税	2,496,244	99.8	2,489,188	99.6	2,536,090	101.6	2,520,319	101.3
地 方 譲 与 税	330,338	90.3	357,657	101.9	376,412	113.9	344,182	96.2
利 子 割 交 付 金	40,792	99.4	32,613	80.4	32,144	78.8	28,508	87.4
配 当 割 交 付 金	159,885	94.1	257,516	149.8	192,341	120.3	237,730	92.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	184,074	97.9	289,189	148.7	250,524	136.1	169,879	58.7
法 人 事 業 税 交 付 金	247,141	193.5	278,848	238.1	441,064	178.5	411,009	147.4
地 方 消 費 税 交 付 金	4,183,780	96.6	5,030,825	108.8	4,372,050	104.5	5,154,901	102.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	10	100.0	0	0.0	10	100.0	2,495	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	53,126	91.2	69,991	116.7	63,485	119.5	74,645	106.6
地 方 特 例 交 付 金	282,006	137.5	381,609	185.0	207,655	73.6	220,814	57.9
地 方 交 付 税	15,791,789	116.2	15,791,789	116.2	15,470,982	98.0	15,470,982	98.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	36,600	117.6	33,414	94.4	36,600	100.0	30,365	90.9
分 担 金 及 び 負 担 金	504,137	99.1	433,593	104.9	495,535	98.3	481,377	111.0
使 用 料 及 び 手 数 料	737,629	84.5	730,810	90.9	815,512	110.6	816,090	111.7
国 庫 支 出 金	37,198,481	72.6	33,661,716	68.7	36,723,512	98.7	33,678,755	100.1
府 支 出 金	7,666,916	97.7	6,943,764	99.4	8,251,528	107.6	7,568,535	109.0
財 産 収 入	132,954	148.3	122,378	146.0	238,640	179.5	120,057	98.1
寄 附 金	45,408	101.0	43,064	98.1	101,505	223.5	97,077	225.4
繰 入 金	3,735,496	103.4	2,117,190	352.2	8,068,460	216.0	2,836,477	134.0
諸 収 入	4,242,784	70.3	3,951,917	75.6	4,414,717	104.1	3,386,118	85.7
市 債	8,182,600	113.5	3,491,600	61.5	6,874,000	84.0	4,841,700	138.7
繰 越 金	1,787,419	93.2	1,787,419	93.2	1,276,426	71.4	1,276,426	71.4
計	113,600,184	89.2	104,466,236	87.9	117,502,090	103.4	106,698,227	102.1

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	令和3年度				令和4年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	429,088	99.8	416,594	100.0	428,012	99.7	404,577	97.1
総 務 費	8,112,855	115.8	7,339,197	117.7	7,668,120	94.5	7,096,409	96.7
民 生 費	58,111,538	80.5	53,629,566	77.2	56,424,260	97.1	52,085,435	97.1
衛 生 費	10,276,841	155.4	9,251,737	168.7	10,151,808	98.8	8,970,025	97.0
産 業 経 済 費	879,854	59.1	799,364	121.1	694,359	78.9	638,741	79.9
土 木 費	12,251,380	88.2	9,631,595	90.3	12,320,517	100.6	8,668,460	90.0
消 防 費	2,776,145	100.6	2,767,694	100.8	2,822,235	101.7	2,811,396	101.6
教 育 費	7,998,767	74.2	7,068,394	75.3	13,205,308	165.1	12,109,439	171.3
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	6,321,090	109.9	6,180,937	109.5	5,841,239	92.4	5,772,123	93.4
諸 支 出 金	6,346,535	99.4	6,104,732	95.6	7,857,407	123.8	6,873,782	112.6
予 備 費	96,041	140.4	0	0.0	88,775	92.4	0	0.0
計	113,600,184	89.2	103,189,810	88.1	117,502,090	103.4	105,430,387	102.2

令和4年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



Ⅲ 市税の総括

1	市税収入額等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	税目別調定額及び収入額・・・・・・・・・・・・	6
3	市税調定額の構成比・・・・・・・・・・・・・・	7
4	1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額・・・・・・・・	7

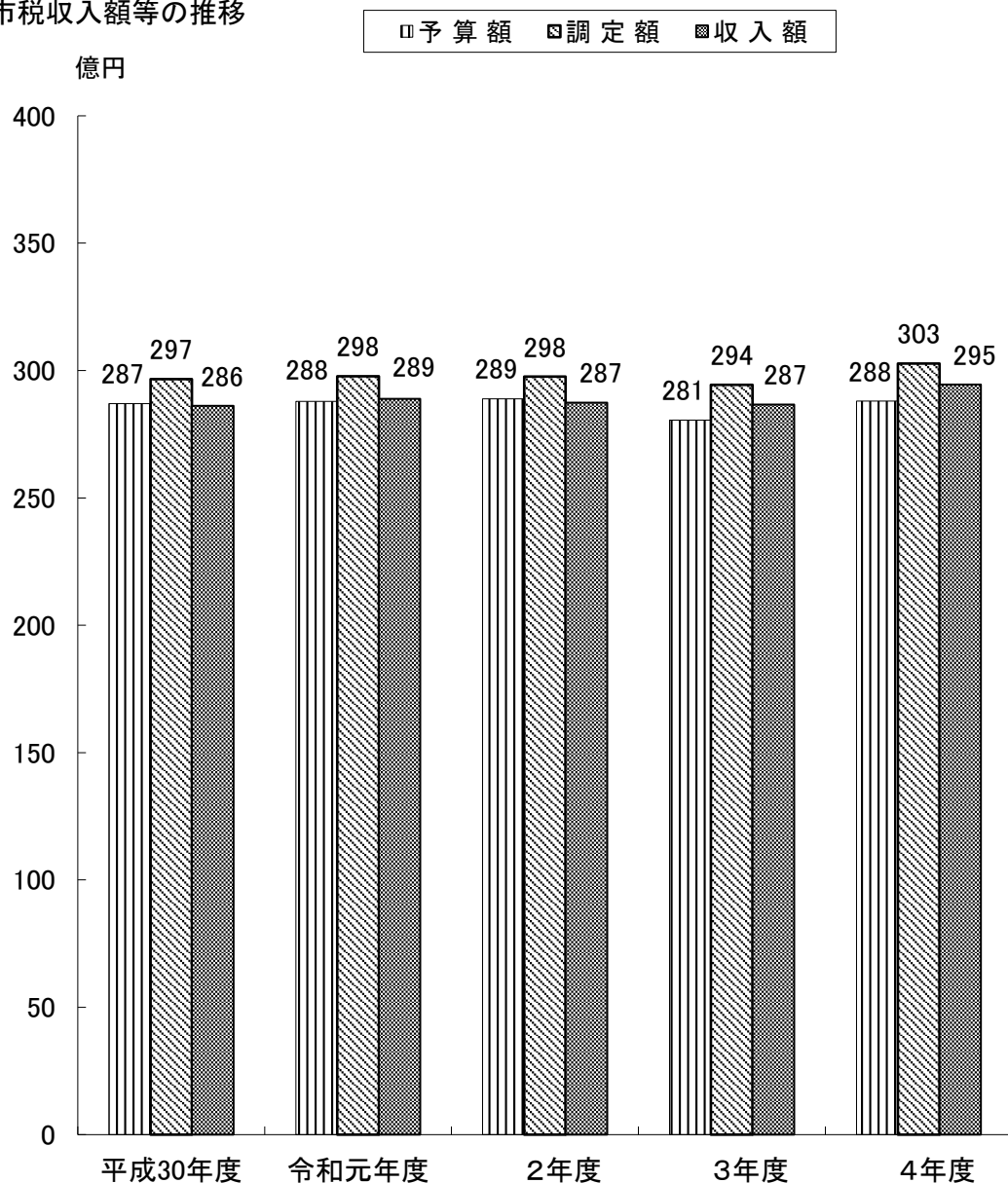
Ⅲ 市税の総括

1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
平成30	28,697,466	99.2	29,664,194	99.3	28,611,217	99.8
令和元	28,782,509	100.3	29,774,750	100.4	28,885,995	101.0
2	28,890,031	100.4	29,758,762	99.9	28,738,769	99.5
3	28,056,819	97.1	29,442,116	98.9	28,659,334	99.7
4	28,798,988	102.6	30,274,482	102.8	29,450,105	102.8

市税収入額等の推移



2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度	令和2年度			3年度			4年度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市 民 税	個人	現年	11,654,766	11,456,435	98.3	11,383,985	11,244,835	98.8	11,861,373	11,653,572	98.2
		滞繰	244,336	148,384	60.7	252,367	152,287	60.3	205,113	116,302	56.7
		計	11,899,102	11,604,819	97.5	11,636,352	11,397,122	97.9	12,066,486	11,769,874	97.5
	法人	現年	1,525,512	1,444,790	94.7	1,390,255	1,384,348	99.6	1,529,334	1,528,697	100.0
		滞繰	8,135	7,438	91.4	60,089	54,663	91.0	9,910	1,646	16.6
		計	1,533,647	1,452,228	94.7	1,450,344	1,439,011	99.2	1,539,244	1,530,343	99.4
計			13,432,749	13,057,047	97.2	13,086,696	12,836,133	98.1	13,605,730	13,300,217	97.8
固定 資産 税	純固定資産税	現年	11,141,363	10,962,326	98.4	11,026,124	10,943,850	99.3	11,298,930	11,217,472	99.3
		滞繰	424,096	104,392	24.6	486,036	166,936	34.3	383,875	76,846	20.0
		計	11,565,459	11,066,718	95.7	11,512,160	11,110,786	96.5	11,682,805	11,294,318	96.7
	交付金	現年	289,085	289,085	100.0	292,346	292,346	100.0	292,281	292,281	100.0
	計			11,854,544	11,355,803	95.8	11,804,506	11,403,132	96.6	11,975,086	11,586,599
軽自動車税	現年	325,465	318,783	97.9	345,199	338,197	98.0	369,963	363,015	98.1	
	滞繰	30,047	8,555	28.5	23,865	5,236	21.9	16,989	3,891	22.9	
	計	355,512	327,338	92.1	369,064	343,433	93.1	386,952	366,906	94.8	
市たばこ税	現年	1,492,169	1,492,161	100.0	1,578,600	1,578,600	100.0	1,664,363	1,664,363	100.0	
	滞繰	0	0	—	8	8	100.0	0	0	—	
	計	1,492,169	1,492,161	100.0	1,578,608	1,578,608	100.0	1,664,363	1,664,363	100.0	
入湯税	現年	8,226	6,913	84.0	7,528	7,528	100.0	11,701	11,701	100.0	
	滞繰	0	0	—	1,312	1,312	100.0	0	0	—	
	計	8,226	6,913	84.0	8,840	8,840	100.0	11,701	11,701	100.0	
都市計画税	現年	2,509,779	2,473,468	98.6	2,481,526	2,455,551	99.0	2,529,833	2,501,614	98.9	
	滞繰	105,783	26,039	24.6	112,876	33,637	29.8	100,817	18,705	18.6	
	計	2,615,562	2,499,507	95.6	2,594,402	2,489,188	95.9	2,630,650	2,520,319	95.8	
合計	現年	28,946,365	28,443,961	98.3	28,505,563	28,245,255	99.1	29,557,778	29,232,715	98.9	
	滞繰	812,397	294,808	36.3	936,553	414,079	44.2	716,704	217,390	30.3	
	計	29,758,762	28,738,769	96.6	29,442,116	28,659,334	97.3	30,274,482	29,450,105	97.3	

3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
個人市民税	39.6	39.5	40.0	39.5	39.9
法人市民税	6.1	6.1	5.2	4.9	5.1
固定資産税	39.4	39.4	39.8	40.1	39.5
軽自動車税	1.1	1.2	1.2	1.3	1.3
市たばこ税	5.0	5.1	5.0	5.4	5.5
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	8.8	8.7	8.8	8.8	8.7

4 1人当たり及び1世帯当たりの市税収入額

(単位：円)

	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度	
人口	232,896人		231,189人		229,654人		228,517人		226,693人	
世帯数	109,754世帯		110,299世帯		111,052世帯		111,719世帯		112,275世帯	
	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり	1人 当たり	1世帯 当たり
市 民 税	56,688	120,291	57,432	120,380	56,856	117,576	56,171	114,897	58,671	118,461
個人市民税	48,965	103,902	49,681	104,132	50,532	104,499	49,874	102,016	51,920	104,831
法人市民税	7,723	16,389	7,751	16,248	6,324	13,077	6,297	12,881	6,751	13,630
固定資産税	47,884	101,610	48,807	102,300	49,447	102,257	49,901	102,070	51,111	103,198
軽自動車税	1,267	2,689	1,331	2,790	1,425	2,948	1,503	3,074	1,618	3,268
市たばこ税	6,348	13,469	6,548	13,724	6,497	13,437	6,908	14,130	7,342	14,824
入湯税	65	137	58	122	30	62	39	79	52	104
都市計画税	10,598	22,489	10,769	22,572	10,884	22,507	10,893	22,281	11,118	22,448
合 計	122,850	260,685	124,945	261,888	125,139	258,787	125,415	256,531	129,912	262,303

(人口及び世帯数は、各年度末現在)

はちかづきちゃん



- **特徴**…寝屋川市に古くから伝わる民話の主人公「鉢かづき姫」をモチーフにした、かわいい女の子のキャラクター
- **性格**…心やさしく、明るい性格
- **好きなもの**…バラやサクラをはじめとした、お花がとても大好き
- **出身地**…寝屋川市

IV 市民税

1	個人市民税	
(1)	納税義務者数	9
(2)	e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3)	調定額	10
(4)	納税義務者1人あたりの調定額	10
(5)	所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者） 別所得金額等	11
2	法人市民税	
(1)	納税者数	13
(2)	調定額	13
(3)	業種別調定額	14
(4)	e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

IV 市民税

1 個人市民税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	令和2年度			3年度			4年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	4,703	92.4	14.5	4,784	101.7	15.4	4,851	101.4	15.5
	均等割のみ	2,906	99.1	9.0	2,900	99.8	9.3	2,786	96.1	8.9
	均等割・所得割	24,786	100.8	76.5	23,385	94.3	75.3	23,647	101.1	75.6
	計	32,395	99.3	100.0	31,069	95.9	100.0	31,284	100.7	100.0
	所得割	29,489	99.4		28,169	95.5		28,498	101.2	
	均等割	27,692	100.6		26,285	94.9		26,433	100.6	
給与特別徴収	所得割のみ	293	100.7	0.4	303	103.4	0.4	279	92.1	0.4
	均等割のみ	1,673	100.7	2.3	1,783	106.6	2.4	1,703	95.5	2.3
	均等割・所得割	70,850	101.2	97.3	71,048	100.3	97.2	71,300	100.4	97.3
	計	72,816	101.2	100.0	73,134	100.4	100.0	73,282	100.2	100.0
	所得割	71,143	101.2		71,351	100.3		71,579	100.3	
	均等割	72,523	101.2		72,831	100.4		73,003	100.2	
公的年金特別徴収	所得割のみ	3,247	136.5	19.3	3,127	96.3	18.6	2,571	82.2	15.3
	均等割のみ	2,445	77.2	14.6	2,493	102.0	14.8	3,187	127.8	18.9
	均等割・所得割	11,081	97.8	66.1	11,229	101.3	66.6	11,071	98.6	65.8
	計	16,773	99.4	100.0	16,849	100.5	100.0	16,829	99.9	100.0
	所得割	14,328	104.5		14,356	100.2		13,642	95.0	
	均等割	13,526	93.3		13,722	101.4		14,258	103.9	
合計	所得割のみ	8,243	106.2	6.8	8,214	99.6	6.8	7,701	93.8	6.4
	均等割のみ	7,024	90.5	5.8	7,176	102.2	5.9	7,676	107.0	6.3
	均等割・所得割	106,717	100.7	87.4	105,662	99.0	87.3	106,018	100.3	87.3
	計	121,984	100.4	100.0	121,052	99.2	100.0	121,395	100.3	100.0
	所得割	114,960	101.1		113,876	99.1		113,719	99.9	
	均等割	113,741	100.0		112,838	99.2		113,694	100.8	
特別徴収義務者数	23,923	100.2		24,068	100.0		24,266	100.8		

※ 退職所得は、給与特別徴収の所得割に含む。

(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数

	令和2年度	3年度	4年度
電子申告件数	69,846 件	82,551 件	87,138 件
電子申告率	49.4 %	58.6 %	62.9 %

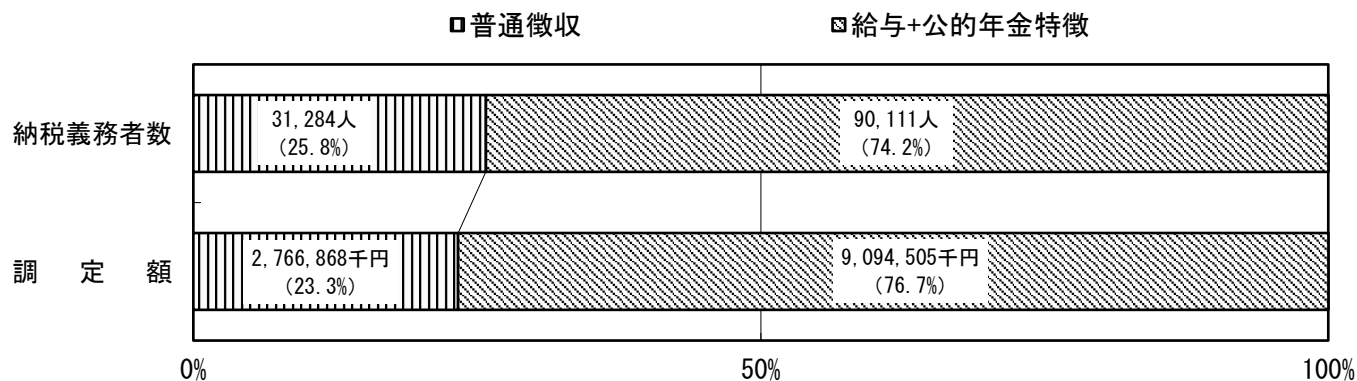
(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		令和2年度			3年度			4年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,372,969	100.8		2,246,245	94.7		2,686,001	119.6		
	均等割	84,779	100.7		80,375	94.8		80,867	100.6		
	計	2,457,748	100.8	21.1	2,326,620	94.7	20.4	2,766,868	118.9	23.3	
特別徴収	給与	所得割	8,459,363	101.7		8,309,962	97.3		8,350,543	100.5	
		均等割	243,575	101.6		245,221	100.7		245,379	100.1	
		計	8,702,938	101.7	74.7	8,555,183	97.3	75.2	8,595,922	100.5	72.5
	公的年金	所得割	448,130	99.5		455,977	101.8		452,362	99.2	
		均等割	45,950	98.5		46,204	100.6		46,221	100.0	
		計	494,080	99.4	4.2	502,181	101.6	4.4	498,583	99.3	4.2
合計	所得割	11,280,462	4.0		11,012,184	96.9		11,488,906	104.3		
	均等割	374,304	12.3		371,800	99.3		372,467	100.2		
	計	11,654,766	4.2	100.0	11,383,984	97.0	100.0	11,861,373	104.2	100.0	

※ 退職所得は、特別徴収の給与の所得割に含む。

令和4年度納税義務者数及び調定額の構成



(4) 納税義務者1人あたりの調定額

(単位：円、%)

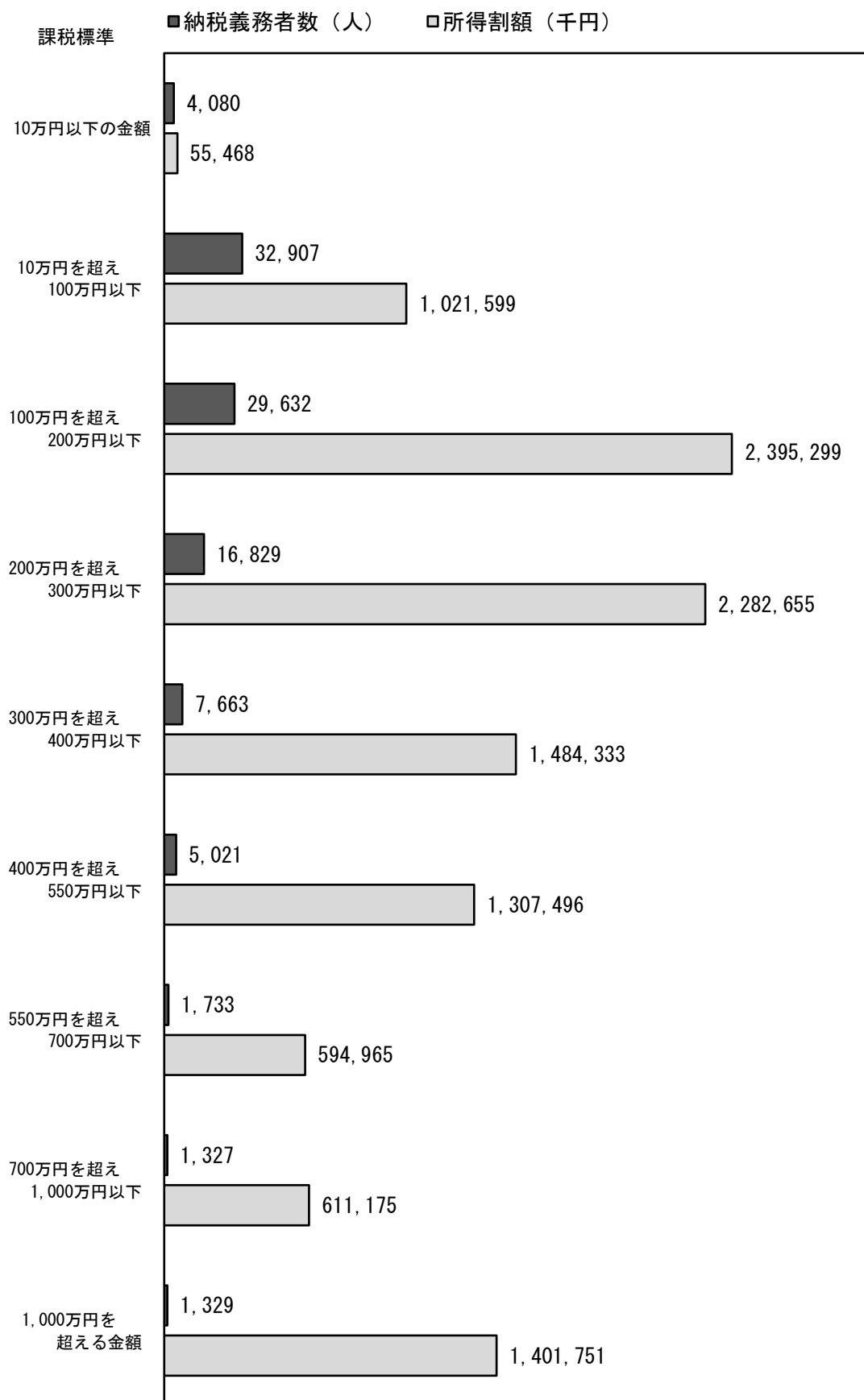
年度 区分	令和2年度		3年度		4年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収	75,868	101.5	74,886	98.7	88,444	118.1
給与特別徴収	119,520	100.5	116,980	97.9	117,299	100.3
公的年金特別徴収	29,457	100.0	29,805	101.2	29,626	99.4
全体	95,543	100.9	94,042	98.4	97,709	103.9

(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度	所得者区分		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋敷等 のみ	分離譲渡 所得者	合 計
	納税義務者数（人）	構成比（％）							
令和3年度	所得割を納める者	納税義務者数（人）	82,438	5,726	4	17,978	1	920	107,067
		構成比（％）	77.0	5.3	0.0	16.8	0.0	0.9	100.0
	市民税額（千円）	9,316,681	594,047	449	1,265,562	4	357,267.0	11,534,010	
		構成比（％）	80.8	5.2	0.0	11.0	0.0	3.1	100.0
	1人あたりの 市民税額（円）	113,014	103,746	112,250	70,395	4,000	388,334	107,727	
	所得割を納める者	納税義務者数（人）	79,640	5,038	4	14,672	—	920	100,274
		所得金額（千円）	260,571,057	16,188,861	13,880	32,464,553	—	4,831,719	314,070,070
		構成比（％）	81.1	5.0	0.0	10.1	—	1.5	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,271,862	3,213,351	3,470,000	2,212,688	—	5,251,869	3,132,119
	4年度	所得割を納める者	納税義務者数（人）	82,732	5,757	3	17,857	141	945
構成比（％）			77.0	5.4	0.0	16.6	0.1	0.9	100.0
市民税額（千円）		9,438,897	780,899	383	1,488,343	494	593,942.0	12,302,958	
		構成比（％）	76.7	6.3	0.0	12.1	0.0	4.8	100.0
1人あたりの 市民税額（円）		114,090	135,643	127,667	83,348	3,504	628,510	114,515	
所得割を納める者		納税義務者数（人）	80,095	5,042	3	14,479	—	945	100,564
		所得金額（千円）	264,629,275	19,468,423	9,314	32,240,547	—	5,144,216	321,491,775
		構成比（％）	82.3	6.1	0.0	10.0	—	1.6	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,303,943	3,861,250	3,104,667	2,226,711	—	5,443,615	3,196,887
5年度		所得割を納める者	納税義務者数（人）	83,406	5,431	4	17,641	1	935
	構成比（％）		77.6	5.1	0.0	16.4	0.0	0.9	100.0
	市民税額（千円）	9,630,589	599,777	200	1,294,630	4	430,373.0	11,955,573	
		構成比（％）	80.6	5.0	0.0	10.8	0.0	3.6	100.0
	1人あたりの 市民税額（円）	115,466	110,436	50,000	73,388	4,000	460,292	111,300	
	所得割を納める者	納税義務者数（人）	80,682	4,665	4	14,235	—	935	100,521
		所得金額（千円）	269,671,750	16,185,102	7,669	31,900,218	—	5,466,900	323,231,639
		構成比（％）	83.4	5.0	0.0	9.9	—	1.7	100.0
		1人あたりの 所得額（円）	3,342,403	3,469,475	1,917,250	2,240,971	—	5,846,952	3,215,563

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表)

令和5年度 課税標準段階別所得割額等の構成



2 法人市民税

(1) 納税者数

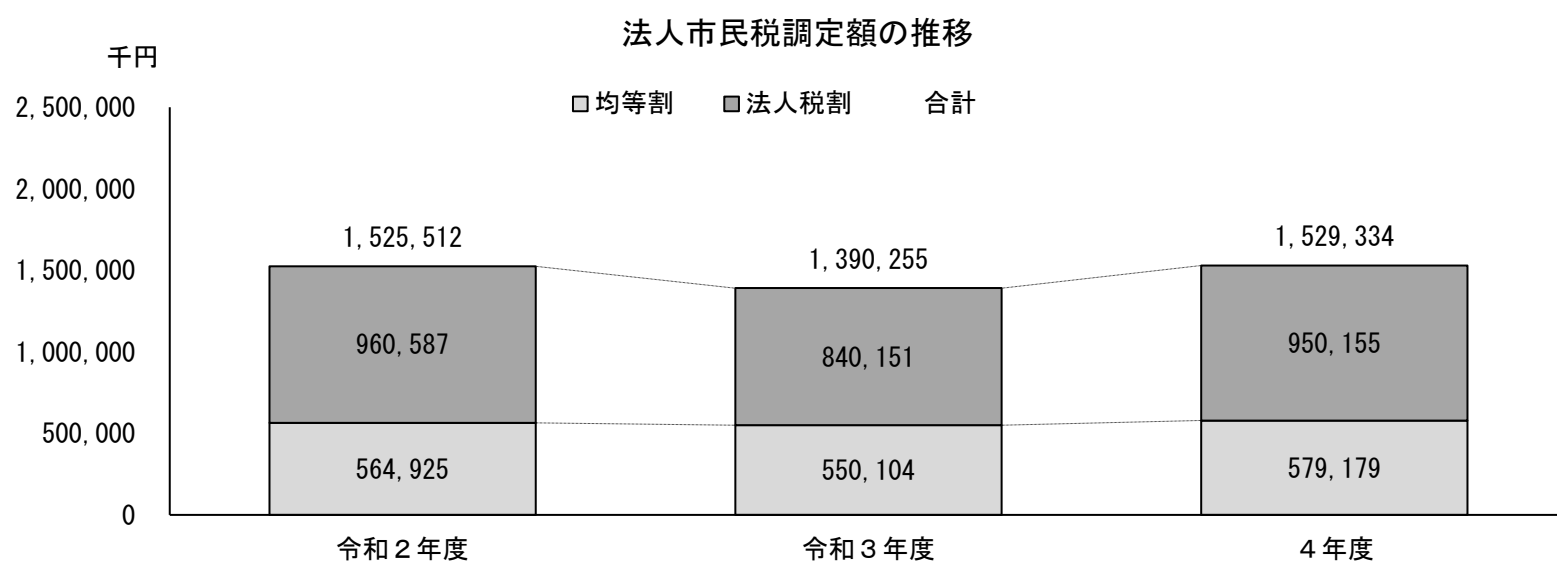
(単位：円、社、%)

資本金等の額	市内の 従業者数	均等割税率 (年額)	2年度		3年度		4年度	
			納税者数	構成比	納税者数	構成比	納税者数	構成比
50億円超	50人超	3,600,000	29	0.6	28	0.6	29	0.6
10億円超 50億円以下		2,100,000	13	0.3	9	0.2	8	0.2
10億円超	50人以下	492,000	193	4.1	186	3.9	182	3.7
1億円超 10億円以下	50人超	480,000	27	0.6	31	0.6	31	0.6
	50人以下	192,000	150	3.2	147	3.0	146	3.0
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	63	1.3	63	1.3	57	1.2
	50人以下	156,000	538	11.4	548	11.4	546	11.1
1千万円以下	50人超	144,000	18	0.4	22	0.5	23	0.5
上記以外の法人		60,000	3,671	78.1	3,782	78.5	3,918	79.3
合計			4,702	100.0	4,816	100.0	4,940	100.2

(2) 調定額

(単位：円、%)

		2年度		3年度		4年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
法人税割	現年度	942,832,100	77.6	806,171,600	85.5	928,698,600	115.2
	過年度	17,754,900	96.5	33,979,800	191.4	21,456,000	63.1
	計	960,587,000	77.9	840,151,400	87.5	950,154,600	113.1
均等割	現年度	547,940,000	99.8	535,293,000	97.7	560,228,000	104.7
	過年度	16,985,000	156.7	14,811,000	87.2	18,951,000	128.0
	計	564,925,000	100.9	550,104,000	97.4	579,179,000	105.3
合計		1,525,512,000	85.1	1,390,255,400	91.1	1,529,333,600	110.0



(3) 業種別調定額

	令和2年度		3年度		4年度	
	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
農業, 林業	5	501,400	9	1,239,200	9	1,197,100
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	842	199,474,800	876	153,196,200	917	143,959,800
製造業	497	277,751,300	491	238,837,700	491	364,322,400
電気・ガス・ 熱供給・水道業	15	4,480,400	14	1,787,100	18	1,738,800
情報通信業	69	31,893,200	74	39,648,800	90	30,603,800
運輸業, 郵便業	202	141,681,600	213	76,741,500	211	80,490,000
卸売業, 小売業	913	385,497,000	909	447,635,300	927	414,223,600
金融業, 保険業	72	123,912,200	68	85,073,600	71	99,362,600
不動産業, 物品賃貸業	663	113,654,100	687	105,603,400	698	113,090,500
学術研究, 専門・技術 サービス業	156	19,896,200	171	15,791,300	186	16,935,500
宿泊業, 飲食サービス業	243	48,240,100	247	48,897,800	250	66,147,700
生活関連サービス業, 娯楽業	185	39,721,900	182	26,444,200	179	34,546,100
教育, 学習支援業	80	11,374,200	88	12,236,200	84	13,634,700
医療, 福祉	360	58,179,000	383	66,283,500	394	78,268,000
複合サービス事業	14	8,789,300	14	6,130,300	14	11,153,600
サービス業, その他	386	60,465,300	390	64,709,300	401	59,659,400
合計	4,702	1,525,512,000	4,816	1,390,255,400	4,940	1,529,333,600

※ 総務省の日本標準産業分類の大分類

(4) eLTA Xによる電子申告書提出件数

	令和2年度	3年度	4年度
電子申告件数	4,698件	4,960件	5,154件
電子申告率	73.2%	73.9%	72.9%

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1	固定資産税	
(1)	納税義務者数	15
(2)	調定額	15
(3)	土地	16
(4)	家屋	17
(5)	償却資産	18
(6)	交付金・納付金	19
2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

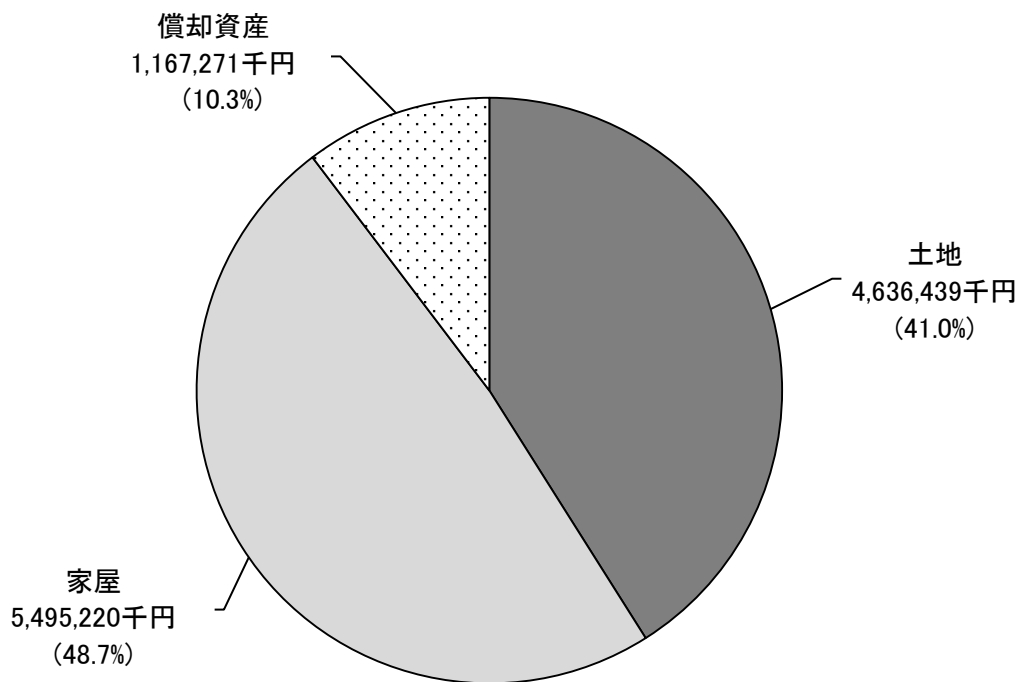
区分	年度	令和2年度		3年度		4年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		65,841	99.9	66,045	100.3	66,280	100.4
家屋		72,026	99.9	72,051	100.0	72,741	101.0
償却資産		1,417	103.9	1,336	94.3	1,498	112.1

(2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	令和2年度		3年度		4年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		4,701,151	100.1	4,656,550	99.1	4,636,439	99.6
家屋		5,354,573	102.0	5,277,398	98.6	5,495,220	104.1
小計		10,055,724	101.1	9,933,948	98.8	10,131,659	102.0
償却資産		1,085,639	102.6	1,092,176	100.6	1,167,271	106.9
合計		11,141,363	101.2	11,026,124	99.0	11,298,930	102.5

令和4年度固定資産税調定額の構成 (滞納繰越分を除く)



(3) 土地

① 令和5年度地目別評価地積等の構成

区分 地目	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格		
	筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)	
田	一般田	1,578	913,627	6.3	258	136,412	124,551	106,964	136	225
	介在田・市街化区域田	278	95,073	0.7	0	0	3,465,953	3,465,953	36,456	78,700
畑	一般畑	658	308,090	2.2	87	46,915	23,770	20,556	77	204
	介在畑・市街化区域畑	384	100,008	0.7	5	934	3,551,051	3,548,952	35,508	88,525
宅地	105,214	12,352,882	85.8	941	16,189	933,139,543	932,320,262	75,540	279,175	
池沼	1	3	0.0	0	0	0	0	0	0	18
山林	293	96,068	0.7	35	12,195	766,937	765,802	7,983	60,268	
原野	30	4,930	0.0	4	896	35	28	7	54	
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体)	581	229,596	1.6	0	0	7,724,184	7,724,184	33,643	36,003
	鉄軌道用地(複合)	129	20,547	0.1	0	0	937,687	937,687	45,636	218,400
	その他の雑種地	1,037	280,045	1.9	32	3,506	10,661,743	10,658,382	38,072	120,700
合計	110,183	14,400,869	100.0	1,362	217,047	960,395,454	959,548,770	66,690		

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目	年度	令和3年度	4年度	5年度	
		課税標準額	課税標準額	課税標準額	
田	課税標準額	1,177,223	1,090,758	1,034,283	
	地積	906,746	893,213	872,288	
畑	課税標準額	1,120,794	1,009,035	1,020,390	
	地積	365,031	357,406	360,249	
宅地	課税標準額	319,680,596	317,476,850	317,810,889	
	地積	12,310,345	12,324,538	12,336,693	
池沼	課税標準額	0	0	0	
	地積	3	3	3	
山林	課税標準額	533,779	534,482	528,282	
	地積	83,954	84,153	83,873	
原野	課税標準額	28	28	28	
	地積	4,034	4,034	4,034	
雑種地	鉄軌道用地	課税標準額	6,018,790	6,004,805	6,004,805
		地積	250,143	250,143	250,143
	その他の雑種地	課税標準額	5,693,102	6,567,868	7,171,180
		地積	249,008	263,537	276,539
合計	課税標準額	334,224,312	332,683,826	333,569,857	
	地積	14,169,264	14,177,027	14,183,822	

(概要調書による)

(4) 家屋

① 令和5年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	平均価格 (円/㎡)	評価額 (千円)	床面積 (㎡)	
木 造	専 用 住 宅	117,931,961	52,795	4,465,474	26,410	107,672	50,168	
	共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	9,073,820	1,113	261,582	34,688	222	74	
	併 用 住 宅	2,719,260	2,679	216,361	12,568	3,883	1,430	
	工 場 ・ 倉 庫	227,752	510	31,230	7,293	4,202	2,239	
	そ の 他	1,115,980	1,852	70,651	15,796	9,008	6,585	
	計	131,068,773	58,949	5,045,298	25,978	124,987	60,496	
非 木 造	事 務 所 ・ 店 舗 ・ 銀 行	鉄 骨 鉄 筋 造	4,939,554	12	61,502	80,315	0	0
		鉄 筋 造	5,406,571	126	100,127	53,997	0	0
		鉄 骨 造	33,327,499	925	659,042	50,570	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	525,935	139	18,351	28,660	45	10
		ブ ロ ッ ク 造	2,370	5	139	17,050	0	0
		計	44,201,929	1,207	839,161	52,674	45	10
	住 宅 ・ ア パ ー ト	鉄 骨 鉄 筋 造	33,197,739	67	570,116	58,230	0	0
		鉄 筋 造	80,589,397	1,671	1,436,251	56,111	359	59
		鉄 骨 造	35,852,314	3,982	908,723	39,454	196	31
		軽 量 鉄 骨 造	18,766,000	3,384	535,717	35,030	541	283
		ブ ロ ッ ク 造	88,881	209	8,206	10,831	1,394	347
		計	168,494,331	9,313	3,459,013	48,712	2,490	720
	ホ テ ル ・ 病 院	鉄 骨 鉄 筋 造	463,810	4	5,255	88,261	0	0
		鉄 筋 造	2,457,920	27	43,220	56,870	0	0
		鉄 骨 造	4,530,827	48	46,747	96,922	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	182,790	9	2,308	79,198	0	0
		ブ ロ ッ ク 造	0	0	0	0	0	0
		計	7,635,347	88	97,530	78,287	0	0
	工 場 ・ 倉 庫 ・ 市 場	鉄 骨 鉄 筋 造	35,688	3	2,423	14,729	0	0
		鉄 筋 造	6,749,995	91	118,510	56,957	0	0
		鉄 骨 造	26,675,595	1,076	882,752	30,219	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	755,394	377	77,481	9,749	708	188
		ブ ロ ッ ク 造	51,968	127	5,583	9,308	938	199
		計	34,268,640	1,674	1,086,749	31,533	1,646	387
	そ の 他	鉄 骨 鉄 筋 造	1,524,137	4	19,911	76,547	0	0
		鉄 筋 造	17,325,772	10,896	442,849	39,123	13	0
		鉄 骨 造	8,303,676	99	158,342	52,441	0	0
		軽 量 鉄 骨 造	78,859	92	5,549	14,211	0	0
		ブ ロ ッ ク 造	24,272	95	2,024	11,992	63	44
		計	27,256,716	11,186	628,675	43,356	76	44
合 計	鉄 骨 鉄 筋 造	40,160,928	90	659,207	60,923	0	0	
	鉄 筋 造	112,529,655	12,811	2,140,957	52,560	372	59	
	鉄 骨 造	108,689,911	6,130	2,655,606	40,928	196	31	
	軽 量 鉄 骨 造	20,308,978	4,001	639,406	31,762	1,294	481	
	ブ ロ ッ ク 造	167,491	436	15,952	10,500	2,395	590	
	計	281,856,963	23,468	6,111,128	46,122	4,257	1,161	

(概要調書による)

② 令和5年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	49,285	3,948,972	482	34,823	418,715	455
	併 用 住 宅	271	21,904	2	3,515	35,306	40
	共同住宅・寄宿舎	14,403	1,247,533	32	8,821	74,558	38
	工 場 ・ 倉 庫	64	2,262	1	86	205	3
	そ の 他	1,000	71,370	9	980	8,267	23
	小 計	65,023	5,292,041	526	48,225	537,051	559
非 木 造	事務所・店舗・銀行	6,424	736,302	8	21,293	846,171	17
	住宅・アパート	11,115	1,171,367	37	3,884	85,314	37
	工場・倉庫・市場	3,801	361,545	10	1,813	15,190	8
	そ の 他	447	37,750	4	11,415	538,123	20
	小 計	21,787	2,306,964	59	38,405	1,484,798	82
合 計		86,810	7,599,005	585	86,630	2,021,849	641

(概要調書による)

(5) 償却資産

① 令和5年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(ア)	(ア)以外
市長が 価格等 を決定 したもの	構 築 物	19,541,364	19,521,376	24,665	19,496,711
	機 械 及 び 装 置	21,197,716	20,590,874	162,734	20,428,140
	船 舶	7,357	7,357	0	7,357
	車 両 及 び 運 搬 具	548,762	548,762	0	548,762
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,849,245	13,834,642	100	13,834,542
	小 計	55,144,444	54,503,011	187,499	54,315,512
法第389条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの		26,966,241	26,178,779		
合 計		82,110,685	80,681,790		

(概要調書による)

② e L T A Xによる電子申告受付数

	令和2年度	3年度	4年度
電子申告件数	1,764件	2,076件	2,270件
電子申告率	34.0%	38.3%	39.6%

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位：千円、%)

区分	令和2年度		3年度		4年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
交付金	289,085	100.9	292,346	101.1	292,281	100.0
納付金	—	—	—	—	—	—
合計	289,085	100.9	292,346	101.1	292,281	100.0

2 都市計画税

(1) 納税義務者数及び調定額

区分	年度	令和2年度	3年度	4年度
納税義務者数(人)		78,564	78,681	79,089
	前年度比(%)	99.8	100.1	100.5
調定額(千円)		2,509,779	2,481,526	2,529,833
	前年度比(%)	100.7	98.9	101.9

3 特別土地保有税

平成15年度以降、課税停止。

ねや丸くん



- **性格**…たくましく、正義感が強い
- **特技**…独楽(こま)
- **好きなこと**…和歌を詠む
- **自慢**…やさしいまな差しでみんなを安心させる

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1	軽自動車税	
(1)	種別割（車種別課税台数及び調定額）・・・・・・・・	21
(2)	環境性能割（調定額）・・・・・・・・	22
2	市たばこ税	
(1)	調定額等・・・・・・・・	22
3	入湯税	
(1)	調定額等・・・・・・・・	22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 種別割 (車種別課税台数及び調定額)

(単位：台、千円、%)

区 分		令和2年度			3年度			4年度				
		台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	15,343	30,685	94.9	14,762	29,524	96.2	14,363	28,726	97.3		
	90cc以下	655	1,310	98.1	637	1,274	97.3	615	1,230	96.5		
	125cc以下	6,742	16,181	104.8	7,011	16,826	104.0	7,394	17,746	105.5		
	ミニカー	115	425	116.1	134	496	116.7	147	544	109.7		
	小 計	22,855	48,601	98.3	22,544	48,120	99.0	22,519	48,246	100.3		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの		3,091	11,127	99.8	3,136	11,289	101.5	3,220	11,592	102.7	
	三輪のもの		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	四輪のもの	乗用	営業用	14	91	109.6	12	77	84.6	12	84	109.1
		乗用	自家用	21,402	203,010	104.3	21,858	213,424	105.1	22,210	225,015	105.4
	貨物	営業用	697	2,483	111.2	910	3,261	131.3	916	3,345	102.6	
		貨物	自家用	6,000	29,303	100.8	6,008	29,632	101.1	5,993	29,983	101.2
	農 耕 用		39	94	95.9	50	120	127.7	51	122	101.7	
	特殊作業用		76	448	99.8	71	419	93.5	76	448	106.9	
	小 計		31,319	246,556	103.7	32,045	258,222	104.7	32,478	270,589	104.8	
二輪の小型自動車		2,696	16,176	104.8	4,024	24,144	149.3	4,906	29,436	121.9		
合 計		56,870	311,333	102.8	58,613	330,486	106.2	59,903	348,271	105.4		

(2) 環境性能割 (調定額)

年 度	令和2年度	3年度	4年度
調定額 (円)	14,131,500	14,712,500	21,692,200
前年度比 (%)	416.1	104.1	147.4

※ 環境性能割の制度は令和元年10月から開始したため、令和元年度は対象期間が令和元年10月～令和2年1月分の収入分であるが、令和2年度は対象期間が令和2年2月～令和3年1月分の収入分であるため、増加率が高くなっている。

2 市たばこ税

(1) 調定額等

年度 区分	令和2年度	3年度	4年度
消費本数 (千本)	製造たばこ 254,217	製造たばこ 250,450	製造たばこ 254,012
税率	1,000本につき5,692円 (R2.10.1以降) 1,000本につき6,122円	1,000本につき6,122円 (R3.10.1以降) 1,000本につき6,552円	1,000本につき6,552円
調定額 (千円)	1,492,169	1,578,600	1,664,363
前年度比 (%)	98.6	105.8	105.4

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	令和2年度	3年度	4年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者	0	0
	宿泊しない者	109,673	100,369
調定額	8,225,475	7,527,675	11,700,750

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者 150円、宿泊しない者 75円

VII 地方譲与税及び府交付金等

1	地方譲与税	23
2	府交付金	24
3	府民税徴収委託金	25

VII 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
6月期分	29,291,000	27,279,000	22,431,000
11月期分	25,792,000	27,610,000	32,909,000
3月期分	29,766,000	32,859,000	24,799,000
計	84,849,000	87,748,000	80,139,000

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
6月期分	64,793,000	72,197,000	61,897,000
11月期分	101,240,000	102,540,000	99,549,000
3月期分	80,830,000	76,149,000	78,423,000
計	246,863,000	250,886,000	239,869,000

(3) 森林環境譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
9月期分	9,632,000	9,632,000	12,087,000
3月期分	9,632,000	9,391,000	12,087,000
計	19,264,000	19,023,000	24,174,000

2 府交付金

(1) 利子割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
8月期分	17,341,000	13,708,000	12,511,000
12月期分	12,313,000	10,233,000	8,880,000
3月期分	10,930,000	8,672,000	7,117,000
計	40,584,000	32,613,000	28,508,000

(2) 配当割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
8月期分	46,991,000	47,827,000	56,474,000
12月期分	8,501,000	10,415,000	9,510,000
3月期分	116,379,000	199,274,000	171,746,000
計	171,871,000	257,516,000	237,730,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
3月期分	194,470,000	289,189,000	169,879,000

(4) 法人事業税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
8月期分	80,959,000	136,436,000	205,391,000
12月期分	12,427,000	58,596,000	90,712,000
3月期分	23,741,000	83,816,000	114,906,000
計	117,127,000	278,848,000	411,009,000

※令和2年度から交付開始

(5) 地方消費税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
6月期分	1,057,082,000	1,002,410,000	1,233,542,000
9月期分	1,560,986,000	1,681,922,000	1,500,855,000
12月期分	833,838,000	1,067,614,000	1,036,258,000
3月期分	1,173,802,000	1,278,879,000	1,384,246,000
計	4,625,708,000	5,030,825,000	5,154,901,000

※ 社会保障財源交付金を含む。

(6) 自動車取得税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
8月期分	0	0	0
12月期分	8,222	0	0
3月期分	0	0	2,494,677
計	8,222	0	2,494,677

(7) 環境性能割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
8月期分	17,518,000	25,933,000	23,580,000
12月期分	21,873,000	18,014,000	23,870,000
3月期分	20,575,000	26,044,000	27,195,000
計	59,966,000	69,991,000	74,645,000

3 府民税徴収委託金

(1) 府民税徴収委託金

(単位：円)

区分 \ 年度	令和2年度	3年度	4年度
8月期分	86,232,371	88,955,423	89,899,196
11月期分	92,476,540	89,773,820	89,952,598
2月期分	84,393,001	84,190,116	84,724,508
5月期分	82,127,779	82,123,621	81,960,140
計	345,229,691	345,042,980	346,536,442

VIII 徴収

1	徴収率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額・・・・・・・・	27
(2)	税目内訳件数及び金額・・・・・・・・	27
3	口座振替利用者数の状況・・・・・・・・	28
4	督促状発送状況・・・・・・・・	28
5	不納欠損額・・・・・・・・	28
6	歳出還付金の状況・・・・・・・・	29

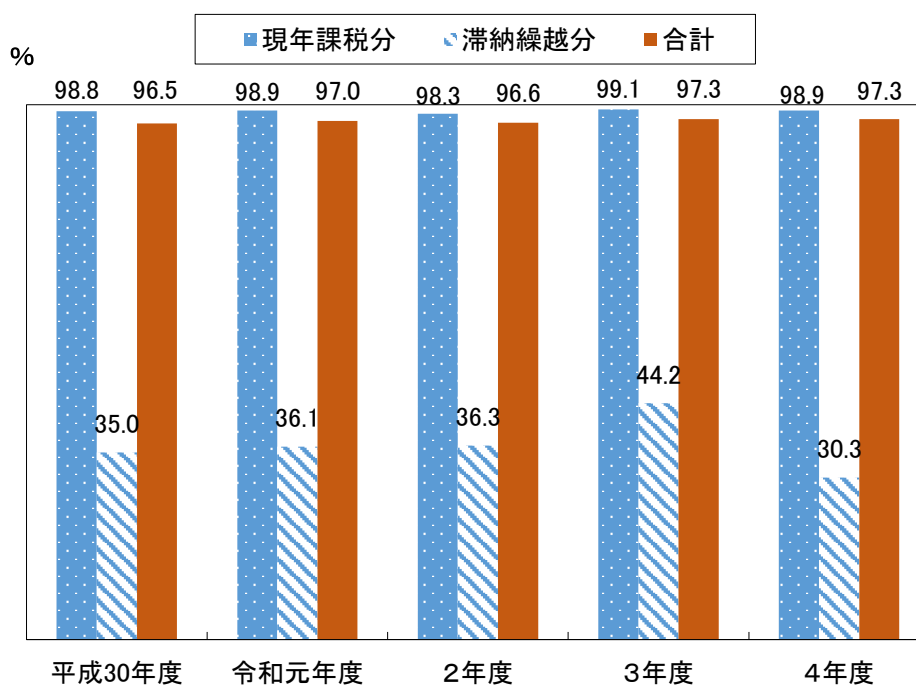
VIII 徴収

1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
個人市民税	現年課税分	98.3	98.4	98.3	98.8	98.2
	滞納繰越分	56.5	63.2	60.7	60.3	56.7
法人市民税	現年課税分	99.9	99.8	94.7	99.6	100.0
	滞納繰越分	27.0	43.1	91.4	91.0	16.6
固定資産税	現年課税分	98.9	99.0	98.4	99.3	99.3
	滞納繰越分	24.2	22.8	24.6	34.3	20.0
軽自動車税	現年課税分	95.2	96.9	97.9	98.0	98.1
	滞納繰越分	26.7	32.3	28.5	21.9	22.9
市たばこ税	現年課税分	100.0	100.0	99.9	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	100.0	-
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	84.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	100.0	-
都市計画税	現年課税分	98.8	98.9	98.6	99.0	98.9
	滞納繰越分	24.2	22.8	24.6	29.8	18.6
市税合計	現年課税分	98.8	98.9	98.3	99.1	98.9
	滞納繰越分	35.0	36.1	36.3	44.2	30.3
	合計	96.5	97.0	96.6	97.3	97.3

徴収率の推移



2 収納種別実施状況

(1) 取扱件数及び金額

(単位:件、円)

種別	年度	令和2年度		3年度		4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
金融機関窓口等		130,565	7,904,469,079	121,612	7,666,187,942	145,219	7,910,493,019
口座振替		39,275	3,496,695,893	39,025	3,459,793,299	39,214	3,553,900,420
クレジットカード		7,392	204,454,620	9,340	261,252,210	10,130	293,702,500
スマートフォン決済		2,120	63,904,235	2,666	88,896,580	2,784	91,275,782
コンビニ		199,624	3,363,596,242	200,092	3,296,319,415	198,971	3,530,785,252
ペイジー		97,891	2,914,151,297	102,112	3,032,444,859	103,683	3,392,185,932
合計		476,867	17,947,271,366	474,847	17,804,894,305	500,001	18,772,342,905

※ 対象税目は市府民税(普通徴収)・固定資産税・都市計画税・軽自動車税で、内訳は下記のとおりです。

(2) 税目内訳件数及び金額

(単位:件、円)

税目・種別	年度	令和2年度		3年度		4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市府民税(普通徴収)	金融機関窓口等	32,514	1,471,422,964	29,464	1,306,148,617	26,986	1,718,723,952
	口座振替	5,626	591,035,573	5,336	579,883,599	5,383	547,836,020
	クレジットカード	1,345	59,212,200	1,889	76,324,860	2,015	85,711,200
	スマートフォン決済	563	19,832,755	603	22,229,500	706	25,511,663
	コンビニ	52,752	1,039,907,362	51,508	1,002,339,589	50,007	1,092,089,450
	ペイジー	20,631	867,137,157	20,923	872,510,549	20,861	1,060,970,402
	計	113,431	4,048,548,011	109,723	3,859,436,714	105,958	4,530,842,687
固定資産税・都市計画税	金融機関窓口等	85,270	6,360,047,953	79,126	6,283,353,317	103,771	6,103,137,911
	口座振替	31,547	2,894,693,720	31,648	2,869,058,300	31,816	2,995,209,800
	クレジットカード	4,763	137,688,200	6,112	176,825,850	6,734	199,354,900
	スマートフォン決済	975	41,250,440	1,395	63,300,620	1,455	62,808,211
	コンビニ	114,033	2,148,582,740	115,592	2,112,457,318	117,283	2,255,303,339
	ペイジー	69,103	2,002,784,940	72,596	2,111,328,710	73,742	2,278,308,530
	計	305,691	13,585,047,993	306,469	13,616,324,115	334,801	13,894,122,691
軽自動車税	金融機関窓口等	12,781	72,998,162	13,022	76,686,008	14,462	88,631,156
	口座振替	2,102	10,966,600	2,041	10,851,400	2,015	10,854,600
	クレジットカード	1,284	7,554,220	1,339	8,101,500	1,381	8,636,400
	スマートフォン決済	582	2,821,040	668	3,366,460	623	2,955,908
	コンビニ	32,839	175,106,140	32,992	181,522,508	31,681	183,392,463
	ペイジー	8,157	44,229,200	8,593	48,605,600	9,080	52,907,000
	計	57,745	313,675,362	58,655	329,133,476	59,242	347,377,527
合計		476,867	17,947,271,366	474,847	17,804,894,305	500,001	18,772,342,905

3 口座振替利用者数の状況

(単位:人、%)

種別	区分	令和2年度			3年度			4年度		
		義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率
個人市民税 (普通徴収)		32,610	5,602	17.2	31,069	5,336	17.2	31,284	5,393	17.2
固定資産税 都市計画税		79,630	31,542	39.6	79,681	31,652	39.7	80,152	31,812	39.7
軽自動車税		43,294	2,184	5.0	43,272	2,041	4.7	43,233	2,072	4.8
合計		155,534	39,328	25.3	154,022	39,029	25.3	154,669	39,277	25.4

4 督促状発送状況

(単位:件、%)

種別	区分	令和2年度		3年度		4年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
個人市民税 (普通徴収)		19,255	31.6%	17,870	31.1%	18,314	31.1%
個人市民税 (特別徴収)		8,173	13.4%	7,904	13.7%	8,358	14.2%
法人市民税		264	0.4%	237	0.4%	207	0.4%
市民税計		27,692	45.4%	26,011	45.2%	26,879	45.7%
固定資産税 都市計画税		28,068	46.1%	26,751	46.6%	26,802	45.6%
軽自動車税		5,190	8.5%	4,690	8.2%	5,141	8.7%
合計		60,950	100.0%	57,452	100.0%	58,822	100.0%

5 不納欠損額

(単位:件、円)

種別	区分	令和2年度		3年度		4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税		1,103	39,485,798	1,326	34,076,288	803	20,389,598
法人市民税		31	544,280	74	3,970,400	50	815,115
固定資産税 都市計画税		604	15,852,107	837	22,546,527	423	14,035,937
軽自動車税		1,681	4,310,870	2,591	8,660,398	1,320	2,107,857
合計		3,419	60,193,055	4,828	69,253,613	2,596	37,348,507

6 歳出還付金の状況

(単位:件、円)

種別	令和2年度		3年度		4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市・府民税	1,410	34,721,430	1,263	36,506,840	1,464	40,334,900
法人市民税	314	43,835,800	300	24,134,520	318	24,248,100
固定資産税 都市計画税	412	19,243,050	408	17,137,732	557	27,396,213
軽自動車税	23	104,060	18	81,200	15	68,600
合計	2,159	97,904,340	1,989	77,860,292	2,354	92,047,813

IX その他

1	徴税費の状況	30
2	税務機構及び事務分掌	31
3	税務職員の年齢及び経験年数等	32
4	税務職員の手当	32
5	固定資産評価審査委員会委員	33
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	33
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	34
(2)	証明手数料収入額 (市民サービス部税担当部署分)	35

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

区 分		令和2年度			3年度			4年度			
		決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	決 算 額	前年度比	構成比	
税収入額	市 税 (1)	28,738,769	99.5		28,659,334	99.7		29,450,105	102.8		
	個人府民税 (2)	7,694,624	100.9		7,531,632	97.9		7,826,065	103.9		
	計 (3)	36,433,393	99.8		36,190,966	99.3		37,276,170	103.0		
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	199,050	105.9	39.8	175,189	88.0	37.4	170,897	97.6	37.8
		諸 手 当	141,583	113.5	28.2	127,251	89.9	27.1	118,078	92.8	26.2
		時間外勤務手当	11,322	147.0	2.2	13,163	116.3	2.8	11,999	91.2	2.7
		税務特別手当	22	104.8	0.0	2	9.1	0.0	0	0.0	0.0
		その他の手当	130,239	111.3	26.0	114,086	87.6	24.3	106,079	93.0	23.5
		そ の 他 (共 済 費 等)	71,943	105.6	14.4	87,092	121.1	18.6	82,958	95.3	18.4
	計	412,576	108.3	82.4	389,532	94.4	83.1	371,933	95.5	82.4	
	需 用 費	旅 費	139	339.0	0.0	610	438.8	0.1	584	95.7	0.1
		賃 金	8,769	134.5	1.8	—	皆減	—	—	—	—
		そ の 他	79,254	100.9	15.8	78,601	99.2	16.8	79,289	100.9	17.5
		計	88,162	103.6	17.6	79,211	89.8	16.9	79,873	100.8	17.6
	合 計 (4)		500,738	107.5	100.0	468,743	93.6	100.0	451,806	96.4	100.0
	府民税徴収取扱費 (5)		326,795	101.1		323,276	98.9		322,489	99.8	
(4) - (5) = (6)		173,943	122.0	145,467		83.6	129,317		88.9		
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	1.4%			1.3%			1.2%			
	(6) / (1)	0.6%			0.5%			0.4%			
税 務 職 員 数		59 人			56 人			53 人			

(各年度 課税状況調第39表)

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

令和5年3月31日現在

	次長	課長	課長代理	係長	副係長	係員	計
税務管理担当	1	—	—	1	—	5	7
市民税担当	1	—	—	2	—	11	14
固定資産税担当	—	1	—	2	—	13	16
徴収・納付担当	—	1	—	1	—	14	16
計	2	2	0	6	—	43	53

※ 税務管理担当次長は税務管理担当課長と兼務、
市民税担当次長（市民税・固定資産税担当）は市民税担当課長と兼務。
係員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

(2) 市民サービス部税担当部署の事務分掌

税務管理等に関すること

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税の総括に関すること。
- (4) 軽自動車税の賦課及び調査に関すること。
- (5) 市たばこ税の賦課及び調査に関すること。
- (6) 入湯税の賦課及び調査に関すること。
- (7) 地方譲与税並びに国税及び府税に係る交付金に関すること。
- (8) 納税証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。

市民税等に関すること

- (1) 市民税及び府民税の賦課及び調査に関すること。
- (2) 市民税等に関する証明書の作成及び交付に関すること。

固定資産税に関すること

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の調査に関すること。
- (3) 固定資産の評価に関すること。
- (4) 固定資産税及び都市計画税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (6) 特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。

市税等の徴収・納付に関すること

- (1) 市税等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (3) 市税等の口座振替に関すること。
- (4) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。
- (5) 市税等の不納欠損に関すること。
- (6) 滞納債権の徴収等に係る助言・指導に関すること。
- (7) 滞納債権に係る調査・研究及び総合調整に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

令和5年3月31日現在

年齢 担当名	25歳 未満	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 以上	計	平均年齢
税務管理担当	1	—	2	2	—	2	—	7	37歳0月
市民税担当	—	2	2	3	3	1	3	14	40歳10月
固定資産税担当	—	1	3	—	—	1	11	16	49歳8月
徴収・納付担当	—	1	2	2	4	—	7	16	46歳11月
計	1	4	9	7	7	4	21	53	44歳10月

(2) 税務経験年数別職員数

令和5年3月31日現在

年数 担当名	0年 ～ 1年	2年 ～ 3年	4年 ～ 5年	6年 ～ 7年	8年 ～ 9年	10年 ～ 14年	15年 以上	計	平均経験 年数
税務管理担当	1	5	—	—	—	—	1	7	4年4月
市民税担当	3	4	1	3	2	—	1	14	5年0月
固定資産税担当	2	4	2	—	—	5	3	16	8年5月
徴収・納付担当	3	3	2	5	1	2	—	16	5年6月
計	9	16	5	8	3	7	5	53	6年1月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種類	支給対象職員	支給額	摘要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	上原 武彦	平成23年7月10日 (5期目)	令和8年7月9日
委員長職務代理	山本 實	平成25年10月1日 (4期目)	令和7年9月30日
委員	平石 貴	令和2年11月1日 (2期目)	令和8年10月31日

6 固定資産評価審査委員会 審査申出件数

区 分		年 度		
		令和2年度	3年度	4年度
審査申出件数		0	1	0
審査決定件数	認容(一部認容含)	0	0	0
	棄却	0	1	0
	却下	0	0	0
取下げ件数		0	0	0

7 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

令和5年3月31日現在

	種別	使用目的	内容	備考
市民税担当	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
徴収・納付担当	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民生活担当証明発行窓口、各シティ・ステーション及び掘溝サービス窓口では、上記証明書のうち、「課税証明書」「所得証明書」「非課税証明書」「評価証明書」「公課証明書」「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額（市民サービス部税担当部署分）

	令和3年度		4年度		前年度比		備 考
	件 数 (件)	収 入 額 (円)	件 数 (件)	収 入 額 (円)	件 数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	2,709	812,700	2,750	825,000	101.5	101.5	
課税、所得、非課税 法人所在地	2,709	812,700	2,750	825,000	101.5	101.5	1件 300円
固定資産税担当	3,291	2,320,900	2,879	1,842,550	87.5	79.4	
各種台帳閲覧	964	289,200	900	270,000	93.4	93.4	1件 300円
評価証明	1,042	389,800	1,044	381,100	100.2	97.8	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
公課証明	30	10,400	26	9,750	86.7	93.8	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	1,255	1,631,500	909	1,181,700	72.4	72.4	1件 1,300円
徴収・納付担当	1,263	378,900	1,031	309,300	81.6	81.6	
個人市民税納税証明	171	51,300	191	57,300	111.7	111.7	1件 300円
法人市民税納税証明	566	169,800	439	131,700	77.6	77.6	
固定資産税納税証明	323	96,900	200	60,000	61.9	61.9	
軽自動車税納税証明	7	2,100	3	900	42.9	42.9	
その他証明書 (完納証明書等)	196	58,800	198	59,400	101.0	101.0	
合 計	7,263	3,512,500	6,660	2,976,850	91.7	84.8	

税率の変遷

市民税の税歴	36
諸税の税歴	59
主な税制改正（令和4年度適用）	75

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/23)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
昭和 24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 其他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭						所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャウプ使節団 日本税制報告書 発表(シャウプ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	〃	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3.31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	〃	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	〃	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2/23)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1	37. 3. 20	38. 1. 1	38. 3. 20	39. 1. 1	39. 3. 20	40. 1. 1	40. 3. 20
所得控除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100 を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

市民税の税歴(3/23)

賦課期日・申告期限	昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度	
	41. 1. 1	41. 3. 20	42. 1. 1	42. 3. 15	43. 1. 1	43. 3. 15
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える	同	左	配偶者及び扶養	配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)	同	左	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000 円 特別障害 80,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同	左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同	左	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 +7,500円の金額 (限度額は、25,000円)
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)	同	左	社会保険料	1年間の支払い金額の全額
	基礎控除	100,000円	同	左	雑 損	総所得金額の10% を超える金額
					医療費	総所得金額の 5% を超える金額 (限度額は、150,000 円)
				基礎控除	110,000 円	
市 民 税	均等割	400円	同	左	均等割	400 円
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %	同	左	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %
	均等割	100円	同	左	均等割	100 円
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % ※特別控除の廃止	同	左	所得割	150 万円以下の金額 2% 150 万円を超える金額 4%
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円	同	左	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。
	配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。	同	左		
	摘 要	○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円	○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円			青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円

市民税の税歴(4/23)

賦課期日・申告期限	昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
	44. 1. 1	44. 3. 15	45. 1. 1	45. 3. 16	46. 1. 1	46. 3. 15	47. 1. 1	47. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える	配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える	配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える	配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える			
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円			
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	同 左	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超えたときは27,500円	同 左			
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左			
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左			
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、300,000円)	総所得金額の5% (10万円超のときは10万円) 超過額(限度 100万円)	同 左			
基礎控除	基礎控除	120,000円	130,000円	140,000円	150,000円			
	均等割	400円	同 左	同 左	同 左			
市民税	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	同 左	同 左	同 左			
	均等割	100円	同 左	同 左	同 左			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	同 左	同 左	同 左			
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。	同 左	同 左	同 左	市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%		
	摘要	白色専従者控除 150,000円	S45.1.1以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円	同 左	同 左	白色専従者控除 165,000円		

市民税の税歴(5/23)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度	
賦課期日・申告期限		48. 1. 1	48. 3. 15	49. 1. 1	49. 3. 15	50. 1. 1	50. 3. 15	51. 1. 1	51. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左		15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同 左		同 左		総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円) 超過額(限度 200万円)	
	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同	左
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		1,200円	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		300円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	S47.1.1以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同 左		長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同 左	

市民税の税歴(6/23)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度		
賦課期日・申告期限		52. 1. 1	52. 3. 15	53. 1. 1	53. 3. 15	54. 1. 1	54. 3. 16	55. 1. 1	55. 3. 15	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ210,000円		
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左		
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円		
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円		
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		
	均等割	300円		同 左		同 左		500円		
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左		
	税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分は上記率の1/2で控除する。	
		摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%	

市民税の税歴(7/23)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1	56. 3. 15	57. 1. 1	57. 3. 15	58. 1. 1	58. 3. 15	59. 1. 1	59. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000円		同 左		同 左		260,000円	
市民税	均等割	1,500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
府民税	均等割	500円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		

市民税の税歴(8/23)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度	
賦課期日・申告期限		60. 1. 1	60. 3. 15	61. 1. 1	61. 3.15	62. 1. 1	62. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下 全 額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左	
	基礎控除	260,000 円		同 左		同 左	
市民税	均等割	2,000 円		同 左		同 左	
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 95 万円 " 6 % 120 万円 " 7 % 220 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左	
府民税	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は 市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %				

市民税の税歴(9/23)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度		
賦課期日・申告期限		63. 1. 1	63. 3. 15	64. 1. 1	元. 3. 15	H2. 1. 1	H2. 3. 15	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同	左	配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円		
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同	左	○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし		
	A 給与所得 B 給与所得以外	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象		同	左	300,000-{(A-350,000)×30/35} 合計所得金額は1,000万円以下が対象		
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者控除 480,000 円 寡婦(夫) 240,000 円 勤労学生 240,000 円			普通障害 260,000 円 特別障害 280,000 円 老年者控除 480,000 円 特別寡婦 260,000 円 寡婦(夫) 300,000 円 勤労学生 260,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000 円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは 10万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左		
市民税	基礎控除	280,000 円		同	左	300,000 円		
	均等割	2,000 円		同	左	同	左	
	所得割	60 万円以下の金額 3 % 60 万円を超える金額 5 % 130 万円 " 7 % 260 万円 " 8 % 460 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 %		120 万円以下の金額 3 % 120 万円を超える金額 8 % 500 万円 " 11 %		同	左	
府民税	均等割	700 円		同	左	同	左	
	所得割	130 万円以下の金額 2 % 260 万円 " 3 % 260 万円を超える金額 4 %		500 万円以下の金額 2 % 500 万円を超える金額 4 %		同	左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える 部分は上記率の1/2 で控除する。		同	左	同	左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2.5 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 (S62.10.1以降の譲渡) 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (S63.3.31までの譲渡で、4,000 万円 超の部分は、市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、 市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 □特定支出控除の創設		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5 % 府 2 %) ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (4,000万円超の部分は、 市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は、 市 5.5 % 府 2 %) 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % 特定支出控除 (給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)			

市民税の税歴(10/23)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1	H3. 3. 15	H4. 1. 1	H4. 3. 16	H5. 1. 1	H5. 3. 15	H6. 1. 1	H6. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額								
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円(日本赤十字社も対象)		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左	
均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左	
市民税	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11%		同	左	同	左	同	左
府民税	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
府民税	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	同	左	同	左	
				○優良住宅地等の 造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		○特定市街化区域 農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		○その他 市6% 府3% □平成6年度限り所得割の 20%(20万円限度)を減 税	

市民税の税歴(11/23)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1	H7. 3. 15	H8. 1. 1	H 8. 3. 15	H 9. 1. 1	H 9. 3. 17
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円		同 左		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000 円未満 50,000 円以上 100,000 円以上 ○配偶者控除なし 400,000 円未満 400,000 円以上 450,000 円以上	330,000円 100,000円未満 300,000円 300,000 - (A - 50,000)	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000 円未満 330,000円 450,000 円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同 左	
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000 万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000 万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000 円 280,000 円 480,000 円 300,000 円		同 左		同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同 左		同 左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000 円)			同 左		同 左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25% のいずれか 少ない方の金額 - 100,000 円			同 左		同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左		同 左
	雑 損	総所得金額の10% を超える金額			同 左		同 左
	医療費	総所得金額の 5% (10 万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は、2,000,000 円)			同 左		同 左
基礎控除	330,000 円			同 左		同 左	
市民税	均等割	2,000 円		2,500 円		同 左	
	所得割	200 万円以下の金額 200 万円を超える金額 700 万円	3 % 8 % 11 %	同 左		200 万円 以下の金額 3 % 200 万円 を超える金額 8 % 700 万円 // 12 %	
府民税	均等割	700 円		1,000 円		同 左	
	所得割	700 万円以下の金額 700 万円を超える金額	2 % 4 %	同 左		700 万円 以下の金額 2 % 700 万円 を超える金額 3 %	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2 % 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
摘 要		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % ○居住用財産の譲渡 市 2.7 % 府 1.3 % (6,000万円超の部分は、市 3.4 % 府 1.6 %) ○その他 市 6 % 府 3 % 短期 市 8 % 府 4 % 超短期 市 11 % 府 4 % 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4 % 府 2 % □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税		同 左 ○その他 4,000万円以下 市 5.5 % 府 2 % 4,000万円超える 市 6 % 府 3 % □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税		同 左 ○その他 4,000万円以下 市 4 % 府 2 % 4,000万円超える 8,000万円 以下 市 5.5 % 府 2 % 8,000万円超える 市 6 % 府 3 %	

市民税の税歴(12/23)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1	H10. 3. 16	H11. 1. 1	H11. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000円) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000円) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	330,000円 330,000円	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
市 民 税	基礎控除	330,000円		同	左
	均等割	2,500円		同	左
	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 11%	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 10%
府 民 税	均等割	1,000円		同	左
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税		同	左	○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税

市民税の税歴(13/23)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1	H12. 3. 15	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同左		同左	
	A 配偶者の合計 所得金額						
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左		同左	
基礎控除	330,000円		同左		同左		
市民 税	均等割	2,500円		同左		同左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	
	均等割	1,000円		同左		同左	
府 民 税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	
	均等割	1,000円		同左		同左	
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。		同左		同左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左		○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円	

市民税の税歴(14/23)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計 所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	330,000円 330,000円 30,000円		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
	基礎控除	330,000円			同左		同左
市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左	
	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%		同左		同左
	均等割	1,000円		同左		同左	
府民税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%		同左		同左
	均等割	1,000円		同左		同左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左		同左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (200万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)	

市民税の税歴(15/23)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1	H18. 3. 15	H19. 1. 1	H19. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000) A 配偶者の合計所得金額 750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
市民税	均等割	3,000円		同	左
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
府民税	均等割	1,000円		同	左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		

市民税の税歴(16/23)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1	H20. 3. 17	H21. 1. 1	H21. 3. 16	H22. 1. 1	H22. 3. 16
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000)		同	左	同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象					
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		(税額控除に改組)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
基礎控除	330,000円		同	左	同	左	
税率	市民税均等割	3,000円		同	左	同	左
	市民税所得割	6%(一律)					
	府民税均等割	1,000円					
	府民税所得割	4%(一律)					
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額	
	寄附金税額控除			・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置						
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左	

市民税の税歴(17/23)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1	H23. 3. 15	H24. 1. 1	H24. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000 - (A - 380,000) 750,000円以上760,000円未満	330,000円 30,000円	同左	
	A…配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は1,000万円以下が対象			
	障害者	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生	260,000円
	寡婦(夫)	特別障害	300,000円	特別障害	300,000円
	勤労学生	特別寡婦	300,000円	同居特別障害 特別寡婦	530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同左		
基礎控除	330,000円		同左		
税率	市民税均等割	3,000円		同左	
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同左	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同左	
				○0歳～15歳の扶養控除の廃止	

市民税の税歴(18/23)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1	H25. 3. 15	H26. 1. 1	H26. 3. 17
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,000円		3,500円	
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,000円		1,500円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(19/23)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1	H27. 3. 16	H28. 1. 1	H28. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,500円		1,800円	
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(20/23)

		平成29年度		平成30年度	
賦課期日・申告期限		H29. 1. 1	H29. 3. 15	H30. 1. 1	H30. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同左及びセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)導入	
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800円		同	左
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(21/23)

		令和元年度		令和2年度	
賦課期日・申告期限		H31. 1. 1	H31. 3. 15	R2. 1. 1	R2. 4. 15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 900,000円以下 330,000円 900,000円超 950,000円以下 310,000円 950,000円超1,000,000円以下 260,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 210,000円	1,050,000円超1,100,000円以下 160,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 110,000円 1,150,000円超1,200,000円以下 60,000円 1,200,000円超1,230,000円以下 30,000円	同	左
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
税率	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,800円		同	左
	府民税所得割	4%(一律)		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同	左

市民税の税歴(22/23)

		令和3年度		令和4年度	
賦課期日・申告期限		R3. 1. 1	R3. 4. 15	R4. 1. 1	R4. 4. 15
所得控除	配偶者及び扶養 ※ 配偶者控除については、合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象(合計所得金額1,000万円超の配偶者は同一生計配偶者となる。)	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除 ※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	○配偶者控除との同時適用なし 1,000,000円以下 330,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 310,000円 1,050,000円超1,100,000円以下 260,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 210,000円	1,150,000円超1,200,000円以下 160,000円 1,200,000円超1,250,000円以下 110,000円 1,250,000円超1,300,000円以下 60,000円 1,300,000円超1,330,000円以下 30,000円	同	左
	障害者 寡婦 勤労学生 ひとり親	普通障害・寡婦・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 ひとり親 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円	地震保険料 5,000円以下 1/2 5,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)		同	左
	基礎控除	合計所得金額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし	基礎控除額	同	左
	税率	市民税均等割	3,500円	同	左
		市民税所得割	6%(一律)	同	左
		府民税均等割	1,800円	同	左
	府民税所得割	4%(一律)	同	左	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得・特別特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(23/23)

		令和5年度		
賦課期日・申告期限		R5. 1. 1	R5. 4. 15	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円	※配偶者控除については、納税者の合計所得金額が900万円を超えると控除額が通減する。	
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 1,000,000円以下 330,000円 1,000,000円超1,050,000円以下 310,000円 1,050,000円超1,100,000円以下 260,000円 1,100,000円超1,150,000円以下 210,000円	1,150,000円超1,200,000円以下 160,000円 1,200,000円超1,250,000円以下 110,000円 1,250,000円超1,300,000円以下 60,000円 1,300,000円超1,330,000円以下 30,000円 ※納税者の合計所得金額が900万円超のときは、控除額が通減する。	
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象			
	障害者	普通障害・寡婦・勤労学生 260,000円		
	寡婦	特別障害 300,000円		
	勤労学生	同居加算 230,000円		
	ひとり親	ひとり親 300,000円		
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円	地震保険料 5,000円以下 1/2 5,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		
雑損	総所得金額の10%を超える金額			
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円) 特例適用時は12,000円を超える額(限度額は88,000円)			
基礎控除	合計所得金額	基礎控除額		
税率	市民税均等割	3,500円		
	市民税所得割	6%(一律)		
	府民税均等割	1,800円		
	府民税所得割	4%(一律)		
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得・特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+10万円+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用)			

諸税の税歴(1/16)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(2/16)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円		同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税		18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税		1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円
電気税・ガス税		7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)
特別土地保有税		—————	—————	—————	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左
都市計画税		0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(3/16)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	
電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左	
ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100	

諸税の税歴(4/16)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700円 90 " 1,100円 125 " 1,450円 軽自動車 2輪のもの 2,200円 3輪のもの 2,850円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,650円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 6,500円 2輪の小型自動車 3,650円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,450円 その他 4,300円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左 ミニカー 2,500円
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1,000本につき 350円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/16)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人税	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63年3月31日までの間、従量割の税率は1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

諸税の税歴(6/16)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左
市たばこ税		1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	1,000本につき ・旧三級品以外 2,434円 ・旧三級品 1,155円	1,000本につき 2,434円 (5月1日から2,668円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円 (5月1日から1,266円)	1,000本につき 2,668円 (7月1日から2,997円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)
固定資産税		1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税		保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止
都市計画税		0.3/100	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(7/16)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻たば こは1,000本につき1,412円 (7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本につ き1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本につ き1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	

諸税の税歴(8/16)

		平成23～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法人税割		14.7/100	同 左	12.1/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車 3輪のもの 3,900 円 4輪の営業用貨物 3,800 円 " 自家用貨物 5,000 円 " 営業用乗用 6,900 円 " 自家用乗用 10,800 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他 4,700 円
市	たばこ税	1,000 本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,190円	1,000 本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,495円	同 左	同 左
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(9/16)

		平成28年度																																																																												
法人税割		12.1/100																																																																												
	法人税割																																																																													
法人市民税	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円																																																																												
		○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円																																																																												
		○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円																																																																												
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円																																																																												
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円																																																																												
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円																																																																												
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円																																																																												
		○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円																																																																												
		○その他 60,000円																																																																												
		軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 2,000円																																																																										
90 " 2,000円																																																																														
125 " 2,400円																																																																														
ミニカー 3,700円																																																																														
軽自動車	2輪のもの 3,600円																																																																													
	※3輪以上は、右の表のとおり																																																																													
	2輪の小型自動車 6,000円																																																																													
	小型特殊自動車																																																																													
農耕作業用 2,400円																																																																														
その他 5,900円																																																																														
<p>■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="4">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。 ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成28年度は、平成14年12月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いためその年の12月に読み替えて判断。 ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p>■グリーン化特例 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th rowspan="2">電気軽自動車など</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>乗用車</th> <th>低</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+20%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準達成車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td></td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td></td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td></td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>				車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円		三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	車種区分	標準税額	電気軽自動車など	← 環境性能 →				高	乗用車	低	乗用車				平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円		8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円		5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円	三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																																																																										
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																																																										
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																																																										
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																																																																										
		貨物・営業用	3,000円	3,800円																																																																										
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																																																																										
車種区分	標準税額	電気軽自動車など	← 環境性能 →																																																																											
			高	乗用車	低	乗用車																																																																								
			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車																																																																								
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円		8,100円																																																																								
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円		5,200円																																																																								
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円																																																																								
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円																																																																								
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																																								
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき2,925円																																																																													
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																													
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																													
都市計画税	0.3 / 100																																																																													
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																													

諸税の税歴(10/16)

		平成29年度																																																																	
法人税割		12.1/100																																																																	
	法人税割																																																																		
法人市民税	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円																																																																	
		○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円																																																																	
		○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円																																																																	
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円																																																																	
		○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円																																																																	
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円																																																																	
		○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円																																																																	
		○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円																																																																	
		○その他 60,000円																																																																	
		軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 2,000円																																																															
90 " 2,000円																																																																			
125 " 2,400円																																																																			
ミニカー 3,700円																																																																			
軽自動車	2輪のもの 3,600円																																																																		
	※3輪以上は、右の表のとおり																																																																		
	2輪の小型自動車 6,000円																																																																		
	小型特殊自動車																																																																		
	農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																		
				■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。 ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成29年度は、平成16年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えて判断。 ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p>■グリーン化特例 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分に限り軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">高 ← 環境性能 → 低</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>貨物車 平成27年度 燃費基準+ 35%達成車</th> <th>乗用車 平成32年度 燃費基準+ 20%達成車</th> <th>貨物車 平成27年度 燃費基準+ 15%達成車</th> <th>乗用車 平成32年度 燃費基準+ 達成車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	三輪	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低				電気軽自動車など	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 35%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 20%達成車	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 15%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）※1	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2（一部除外有）※3																																																															
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																																															
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																																															
	三輪	貨物・自家用	4,000円	5,000円																																																															
		貨物・営業用	3,000円	3,800円																																																															
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円																																																															
車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低																																																																	
		電気軽自動車など	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 35%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 20%達成車	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 15%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 達成車																																																													
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																														
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																														
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																														
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																														
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																																														
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき3,355円																																																																		
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																		
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																		
都市計画税	0.3 / 100																																																																		
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																		

諸税の税歴(11/16)

		平成30年度																																																
法人税割	法人税割	12. 1/100																																																
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																
市	市民税	原動機付自転車	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両 (新規検査後13年以内)</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 (新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両 (経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td rowspan="2">三輪</td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> </tbody> </table>			車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両 (新規検査後13年以内)	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 (新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両 (経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	軽自動車	三輪	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円											
		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両 (新規検査後13年以内)	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 (新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両 (経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																												
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																													
		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																													
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																													
		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																													
軽自動車	三輪	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																													
		乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																													
50cc以下	2,000円	90 "	2,000円	125 "	2,400円	ミニカー	3,700円																																											
軽自動車	2輪のもの	3,600円	※3輪以上は、右の表のとおり		2輪の小型自動車	6,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	その他	5,900円																																							
軽自動車税	※1 平成17年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えて判断。 ※2 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引軽自動車などは、経年重課の適用から除外。 ■グリーン化特例 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税を軽減。																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">高 ← 環境性能 → 低</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>貨物車 平成27年度 燃費基準+ 35%達成車</th> <th>乗用車 平成32年度 燃費基準+ 30%達成車</th> <th>貨物車 平成27年度 燃費基準+ 15%達成車</th> <th>乗用車 平成32年度 燃費基準+ 10%達成車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>										車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低				電気軽自動車など	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 35%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 30%達成車	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 15%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 10%達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
車種区分	標準税額	高 ← 環境性能 → 低																																																
		電気軽自動車など	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 35%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 30%達成車	貨物車 平成27年度 燃費基準+ 15%達成車	乗用車 平成32年度 燃費基準+ 10%達成車																																												
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																													
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																													
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																													
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																													
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																													
市たばこ税	1,000本につき5,262円(10月1日から 5,692円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円																																																	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																	
都市計画税	0.3 / 100																																																	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																	

諸税の税歴(12/16)

		令和元年度																																																																			
法人税	法人税割	8.4/100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)																																																																			
	市 民 税	法人均等割	<table border="0"> <tr> <td>○資本金50億円超</td> <td>従業員数50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金10億円超50億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金10億円超</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1億円超10億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1億円超10億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円超1億円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円超1億円以下</td> <td>従業員数50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>○資本金1千万円以下</td> <td>従業員数50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>○その他</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> </table>	○資本金50億円超	従業員数50人超	3,600,000円	○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円	○資本金10億円超	従業員数50人以下	492,000円	○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円	○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円	○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円	○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円	○その他		60,000円																																							
○資本金50億円超	従業員数50人超	3,600,000円																																																																			
○資本金10億円超50億円以下	従業員数50人超	2,100,000円																																																																			
○資本金10億円超	従業員数50人以下	492,000円																																																																			
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人超	480,000円																																																																			
○資本金1億円超10億円以下	従業員数50人以下	192,000円																																																																			
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人超	180,000円																																																																			
○資本金1千万円超1億円以下	従業員数50人以下	156,000円																																																																			
○資本金1千万円以下	従業員数50人超	144,000円																																																																			
○その他		60,000円																																																																			
環境性能割	(10月1日から)	軽自動車の取得価額 × 税率																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【乗用】</th> <th colspan="3">【貨物】</th> </tr> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%(※2)</td> <td>0.5%</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%(※2)</td> <td>1.0%</td> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減)のことを言います。</p> <p>※2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。</p>	【乗用】			【貨物】			軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成	平成27年度燃費基準+20%達成	令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	上記以外の軽自動車	2.0%																															
【乗用】			【貨物】																																																																		
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																																
電気自動車等(※1)	非課税	非課税	電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																																
令和2年度燃費基準+10%達成			平成27年度燃費基準+20%達成																																																																		
令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%																																																																
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%																																																																
上記以外の軽自動車		2.0%	上記以外の軽自動車		2.0%																																																																
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc 2,000円 125cc 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成18年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。</p> <p>※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	車種区分	標準税額	← 環境性能 →				高		低		貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円
		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																															
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																																																	
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																																																	
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																																																																	
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																																																																	
貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																		
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																			
		高		低																																																																	
		貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																																
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																																
市たばこ税	1,000本につき5,692円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円(10月1日から5,692円)																																																																				
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																				
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																				
都市計画税	0.3/100																																																																				
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																				

諸税の税歴(13/16)

		令和2年度																																																																									
法人税	法人税割	8.4/100																																																																									
	市	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																									
市民税	法人均等割																																																																										
	環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率 【乗用】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成</td> <td>1.0%(※2)</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%(※2)</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> 【貨物】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等(※1)</td> <td rowspan="2">非課税</td> <td rowspan="2">非課税</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+20%達成</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNox10%低減)のことを言います。 ※2 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。</p>		軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成	令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%	軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等(※1)	非課税	非課税	平成27年度燃費基準+20%達成	平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%	平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車	2.0%																																										
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																																									
電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																																									
令和2年度燃費基準+10%達成																																																																											
令和2年度燃費基準達成	1.0%(※2)	0.5%																																																																									
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%(※2)	1.0%																																																																									
上記以外の軽自動車		2.0%																																																																									
軽自動車(三輪以上)の車種区分	自家用	営業用																																																																									
電気自動車等(※1)	非課税	非課税																																																																									
平成27年度燃費基準+20%達成																																																																											
平成27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%																																																																									
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%																																																																									
上記以外の軽自動車		2.0%																																																																									
軽自動車税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																									
		■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成19年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。 ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> ■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">電気自動車等</th> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気自動車等	高		低		貨物車	乗用車	貨物車	乗用車			平成27年度燃費基準+35%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	令和2年度燃費基準+10%達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円	
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																																							
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																																																																							
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																																																																							
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																																																																							
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																																																																							
	貨物・営業用	3,000円	3,800円																																																																								
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																									
		電気自動車等	高		低																																																																						
			貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																																					
		平成27年度燃費基準+35%達成車	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	令和2年度燃費基準+10%達成車																																																																						
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																																																						
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																																																						
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																																																						
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																																																						
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																																						
市たばこ税	1,000本につき5,692円(10月1日から6,122円)																																																																										
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																										
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																										
都市計画税	0.3/100																																																																										
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																										

諸税の税歴(14/16)

		令和3年度																																																																												
法人税割	8.4/100																																																																													
市	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																												
民	環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率 【乗用・貨物】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車（三輪以上）の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等（※1）</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成</td> <td rowspan="2">1.0%（※2）</td> <td rowspan="2">0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成</td> <td rowspan="2">2.0%（※2）</td> <td rowspan="2">1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減）のことを言います。</p> <p>※2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車について、1%の税率軽減が適用されます。</p>	軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等（※1）	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成	1.0%（※2）	0.5%	令和12年度燃費基準60%達成	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%（※2）	1.0%	上記以外の軽自動車																																																														
軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用																																																																												
電気自動車等（※1）	非課税	非課税																																																																												
令和12年度燃費基準75%達成	1.0%（※2）	0.5%																																																																												
令和12年度燃費基準60%達成																																																																														
令和12年度燃費基準55%達成	2.0%（※2）	1.0%																																																																												
上記以外の軽自動車																																																																														
税	種別割	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成20年3月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。</p> <p>※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車等に限定されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th rowspan="2">電気自動車等</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>乗用車</th> <th>低</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車(※1)</td> <td>令和2年度燃費基準+30%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車(※1)</td> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td></td> <td>5,400円(※1)</td> <td></td> <td>8,100円(※1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td></td> <td>3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td></td> <td>2,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円(※2)</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円(※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 令和3年度をもって、グリーン化特例（軽減）の対象外となります。 (※2) 営業用乗用車に限り、令和4・5年度分は、令和12年度燃費基準90%達成車に基準が切り替えられます。 (※3) 営業用乗用車に限り、令和4・5年度分は、令和12年度燃費基準70%達成車に基準が切り替えられます。</p>	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2	軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	車種区分	標準税額	電気自動車等	← 環境性能 →				高	乗用車	低	乗用車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	平成27年度燃費基準+35%達成車(※1)	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車(※1)	令和2年度燃費基準+10%達成車	営業用	6,900円	1,800円		5,400円(※1)		8,100円(※1)	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円		営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円		三輪	3,900円	1,000円	2,000円	2,000円(※2)	3,000円	3,000円(※3)
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2																																																																										
軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																										
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																										
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																										
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																										
三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																																										
車種区分	標準税額	電気自動車等	← 環境性能 →																																																																											
			高	乗用車	低	乗用車																																																																								
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	平成27年度燃費基準+35%達成車(※1)	令和2年度燃費基準+30%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車(※1)	令和2年度燃費基準+10%達成車																																																																							
	営業用	6,900円	1,800円		5,400円(※1)		8,100円(※1)																																																																							
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円		3,800円																																																																								
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円		2,900円																																																																								
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	2,000円(※2)	3,000円	3,000円(※3)																																																																								
市たばこ税	1,000本につき6,122円(10月1日から6,552円)																																																																													
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																													
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																													
都市計画税	0.3/100																																																																													
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																													

諸税の税歴(15/16)

		令和4年度																								
法人税割	8.4/100																									
法人市人民税	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																									
環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率 【乗用・貨物】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>軽自動車（三輪以上）の車種区分</th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等（※）</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成</td> <td rowspan="2">2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の軽自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減）のことを言います。	軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用	電気自動車等（※）	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%達成	1.0%	0.5%	令和12年度燃費基準60%達成	2.0%	1.0%	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	上記以外の軽自動車										
軽自動車（三輪以上）の車種区分	自家用	営業用																								
電気自動車等（※）	非課税	非課税																								
令和12年度燃費基準75%達成	1.0%	0.5%																								
令和12年度燃費基準60%達成	2.0%	1.0%																								
令和12年度燃費基準55%達成		2.0%																								
上記以外の軽自動車																										
軽自動車税	種別割 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1 （一部除外有） ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td rowspan="4">四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> </tbody> </table> ※1 平成21年3月以前に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた車両が対象。 平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いため、その年の12月に読み替えます。 ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1 （一部除外有） ※2	軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車等に限定されます。
車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（旧税率）	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両（新税率）	最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課） ※1 （一部除外有） ※2																						
軽自動車	四輪	乗用・自家用	7,200円	10,800円																						
		乗用・営業用	5,500円	6,900円																						
		貨物・自家用	4,000円	5,000円																						
		貨物・営業用	3,000円	3,800円																						
	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円																						
市たばこ税	1,000本につき6,552円																									
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																									
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																									
都市計画税	0.3/100																									
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																									

諸税の税歴(16/16)

		令和5年度																																																																									
法人税割	法人税割	8.4/100																																																																									
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																									
環境性能割	軽自動車の取得価額 × 税率																																																																										
	軽自動車(環境性能割)の税率 【令和5年12月31日まで】 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気自動車等 ※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準75%達成車 *</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>平成27年度燃費基準25%向上達成車</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準60%達成車 *</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>平成27年度燃費基準20%向上達成車</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準55%達成車 *</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>平成27年度燃費基準15%向上達成車</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の軽自動車</td> <td colspan="2">2.0%</td> </tr> </tbody> </table> 【令和6年1月1日から】 <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th colspan="2">軽自動車(三輪以上)の車種区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">電気自動車等 ※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準80%達成車 *</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準105%達成車</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準70%達成車 *</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準達成車</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリンハイブリッド車 ※2</td> <td>乗用</td> <td>令和12年度燃費基準60%達成車 *</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>令和4年度燃費基準95%達成車</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の軽自動車</td> <td colspan="2">2.0%</td> </tr> </tbody> </table>	軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率				自家用	営業用	電気自動車等 ※1				ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準75%達成車 *	非課税	貨物	平成27年度燃費基準25%向上達成車		ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	1.0%	貨物	平成27年度燃費基準20%向上達成車	0.5%	ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準55%達成車 *	1.0%	貨物	平成27年度燃費基準15%向上達成車	2.0%	上記以外の軽自動車		2.0%		軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率				自家用	営業用	電気自動車等 ※1				ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *	非課税	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車		ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	1.0%	貨物	令和4年度燃費基準達成車	0.5%	ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	1.0%	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%	上記以外の軽自動車		2.0%	
軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率																																																																									
		自家用	営業用																																																																								
電気自動車等 ※1																																																																											
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準75%達成車 *	非課税																																																																								
	貨物	平成27年度燃費基準25%向上達成車																																																																									
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	1.0%																																																																								
	貨物	平成27年度燃費基準20%向上達成車	0.5%																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準55%達成車 *	1.0%																																																																								
	貨物	平成27年度燃費基準15%向上達成車	2.0%																																																																								
上記以外の軽自動車		2.0%																																																																									
軽自動車(三輪以上)の車種区分		税率																																																																									
		自家用	営業用																																																																								
電気自動車等 ※1																																																																											
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準80%達成車 *	非課税																																																																								
	貨物	令和4年度燃費基準105%達成車																																																																									
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準70%達成車 *	1.0%																																																																								
	貨物	令和4年度燃費基準達成車	0.5%																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ※2	乗用	令和12年度燃費基準60%達成車 *	1.0%																																																																								
	貨物	令和4年度燃費基準95%達成車	2.0%																																																																								
上記以外の軽自動車		2.0%																																																																									
軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、右の表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円		■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)</th> <th>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> </tbody> </table> ※1 平成22年3月以前に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えます。 ※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は、経年重課の適用から除外されます。 ■グリーン化特例 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税(種別割)を軽減します。 令和3年4月1日から令和5年3月31日に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などについては、グリーン化特例の適用が電気自動車などに限定されます。 適用期限が3年間又は2年間延長され、令和5年4月1日から令和8年3月31日(下の表の※2のものは令和7年3月31日)に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などが対象となります。	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2	軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円	三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																												
	車種区分		平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(旧税率)	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両(新税率)	最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課) ※1 (一部除外有) ※2																																																																						
軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																							
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																							
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																							
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																							
三輪	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円																																																																							
種別割		<table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="3">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>電氣自動車等</th> <th>低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>令和12年度燃費基準90%達成 ※1</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>令和12年度燃費基準70%達成 ※2</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円 ※3</td> </tr> </tbody> </table> ※1 令和12年度燃費基準90%以上達成し、かつ、令和2年度燃費基準達成 令和7年度取得分まで ※2 令和12年度燃費基準70%以上達成し、かつ、令和2年度燃費基準達成 令和6年度取得分まで ※3 乗用営業用の車両のみ		車種区分	標準税額	← 環境性能 →			高	電氣自動車等	低	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	令和12年度燃費基準90%達成 ※1	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	令和12年度燃費基準70%達成 ※2	営業用	3,800円	1,000円		三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※3																																									
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																																																									
		高	電氣自動車等	低																																																																							
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	令和12年度燃費基準90%達成 ※1																																																																							
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円																																																																							
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	令和12年度燃費基準70%達成 ※2																																																																							
	営業用	3,800円	1,000円																																																																								
三輪		3,900円	1,000円	2,000円 ※3																																																																							
市たばこ税	1,000本につき6,552円																																																																										
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																										
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																										
都市計画税	0.3/100																																																																										
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																																																										

主な税制改正【令和4年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
個人市民税	子育てに係る助成等の非課税措置	保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について、非課税とする。	令和4年度 (令和3年分) から	平成31
	住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の期間延長	消費税率10%の住宅を取得した場合に住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例の入居期限を、令和4年12月31日まで延長する。また、この特例措置の延長に該当する場合で、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の注文住宅についても、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下であるに限り、住宅ローン控除の適用を受ける。		令和3
	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化	市民税・府民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書に附記事項が追加される。		

主な税制改正【令和4年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度
固定資産税	固定資産税（土地）の負担調整措置	景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。	令和4年度	令和4
軽自動車税	グリーン化特例の見直し	環境負荷の小さい3輪以上の軽自動車に係る種別割の税率を軽減する特例措置（グリーン化特例）について、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪車などのうち、自家用乗用車の電気自動車等について、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）を軽減する。	令和4年度から	平成31



市 税 概 要 (令和5年度版)

令和6年3月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市 市民サービス部 税務管理担当

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)813-1138(直通)

寝屋川市ホームページ <https://www.city.neyagawa.osaka.jp/>

